

令和 7 年

# 第 4 回美浜町議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 4 日 開会

令和 7 年 12 月 18 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

## 令和7年第4回美浜町議会定例会会議録目次

### 12月4日（木曜日）第1号

議事日程 .....	1
会議に付した事件 .....	1
会議に出欠席した議員 .....	1
説明のため出席した者の職、氏名 .....	1
職務のため出席した者の職、氏名 .....	2
開会及び開議の宣告 .....	2
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議案第63号から議案第75号まで13件一括提案説明 .....	3
散 会 .....	1 1

### 12月8日（月曜日）第2号

議事日程 .....	1 3
会議に付した事件 .....	1 3
会議に出欠席した議員 .....	1 3
説明のため出席した者の職、氏名 .....	1 3
職務のため出席した者の職、氏名 .....	1 3
開議の宣告 .....	1 3
町政に対する一般質問 .....	1 4
○10番 荒井勝彦議員 .....	1 4
1 美浜町職員について	
(1) 発生時の初動対応と情報公開は。	
(2) 再発防止の取組は。	
(3) 職員が受けるハラスメント対策は。	
2 体育館へのエアコン設置について	
(1) 設置はするのですか。	
(2) 補助金について	
(3) 優先順位は。	
(4) 動力源は。	
(5) 断熱工事は。	
○2番 野田謙弥議員 .....	2 2
1 美浜町の観光について	
(1) 観光資源の現状は。	
(2) 観光事業の現状及び町の費用負担は。	
(3) 他機関との連携は。	

2	美浜町の国際交流について	
(1)	国際交流事業の現状は。	
(2)	国際交流事業に参加した子ども達は。	
(3)	国際交流事業の目指すところは。	
○11番	大岩 靖議員	31
1	美浜町小中一貫校整備について	
(1)	再編の目的と現状の整理について	
(2)	建設候補地の再検討経過と現状について	
(3)	町民・保護者など地域住民への説明責任について	
(4)	今後のスケジュールと町民説明会の開催について	
(5)	町民理解を得るための今後の取組について	
○6番	大寄暁美議員	40
1	小中一貫校について	
(1)	進捗状況は。	
(2)	開校年度が遅れている理由は。	
(3)	特色ある美浜の教育とは。	
2	ふるさと納税について	
○1番	茶谷佳宏議員	50
1	ごみの処分について	
(1)	粗大ごみの戸別収集について	
(2)	ペットボトルの日常的収集について	
2	戦争遺跡の保存について	
(1)	残すべき戦争遺跡は。	
(2)	保存に向けて調査する考えは。	
3	学校再編について	
(1)	河和中学校の既存校舎の耐用年数は。	
(2)	「大学敷地内しかない」と言ってきたことは誤りではないのか。	
(3)	施設一体型の小中一貫校の新築は断念したのか。	
(4)	小中一貫教育の魅力の周知は進めていますか。	
(5)	選択肢を示して保護者・住民に意見を聞く考えはありますか。	
○7番	橋場友昭議員	59
1	通学路について	
(1)	危険な通学路のこれまでの対応状況について	
(2)	今後の危険箇所への対策について	
2	不快な臭いへの対策について	
(1)	悪臭に関する現在の対応について	
(2)	悪臭に対する今後の対策について	
3	豊かな海について	

(1) 栄養塩不足へのこれまでの対応状況について

(2) 今後の栄養塩不足への対策について

散 会 ..... 6 7

12月11日（木曜日）第3号

議事日程 .....	6 9
会議に付した事件 .....	6 9
会議に出欠席した議員 .....	6 9
説明のため出席した者の職、氏名 .....	6 9
職務のため出席した者の職、氏名 .....	7 0
開議の宣告 .....	7 0
議案第63号（質疑・委員会付託） .....	7 0
議案第64号（質疑・委員会付託） .....	7 2
議案第65号（質疑・委員会付託） .....	7 2
議案第66号（質疑・委員会付託） .....	7 3
議案第67号（質疑・委員会付託） .....	7 4
議案第68号（質疑・委員会付託） .....	7 5
議案第69号（質疑・委員会付託） .....	7 6
議案第70号（質疑・委員会付託） .....	7 7
議案第71号（質疑・委員会付託） .....	7 7
議案第72号（質疑・委員会付託） .....	7 8
議案第73号（質疑・委員会付託） .....	7 8
議案第74号（質疑・委員会付託） .....	8 0
議案第75号（質疑・委員会付託） .....	8 0
散 会 .....	8 1

12月18日（木曜日）第4号

議事日程 .....	8 3
会議に付した事件 .....	8 3
会議に出欠席した議員 .....	8 3
説明のため出席した者の職、氏名 .....	8 4
職務のため出席した者の職、氏名 .....	8 4
開議の宣告 .....	8 4
議案第63号から議案第65号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	8 4
議案第66号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	8 7
議案第67号から議案第69号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	8 8
議案第70号から議案第72号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	9 0
議案第73号（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	9 2

議案第74号から議案第75号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	94
議案第76号（提案説明・質疑・討論・採決） .....	96
議会閉会中の継続調査事件について .....	98
閉 会 .....	98

令和7年12月4日（木曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月4日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定について

議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例について

議案第67号 指定管理者の指定について

議案第68号 指定管理者の指定について

議案第69号 指定管理者の指定について

議案第70号 指定管理者の指定について

議案第71号 指定管理者の指定について

議案第72号 指定管理者の指定について

議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	野田謙弥君
3番	中須賀敬君	4番	森川元晴君
5番	都筑新悟君	6番	大嵯暁美君
7番	橋場友昭君	8番	野田増男君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君

税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

[午前9時00分 開会]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第4回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

今日は寒い日になりました。インフルエンザも、なかなか猛威を振るっているようですので、皆さんも気をつけて、体には。この12月を乗り越えたいと思います。

それでは、会議に先立ち、お願いいたします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第4回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

大変厳しい朝を迎えました。立哨しておりましたら時雨が雪に変わってまいりまして、本当に寒いな、冷たいなと思ったわけですが、今、1日から10日まで年末の交通安全県民運動が実施されておりまして、明日は町内一斉監視の日でございます。議員の皆様方にも防寒対策をしっかり取った上で御協力いただきたいと思います。

また、大分市、そして函館市で大規模な火災が発生しております。被災された方に心からお見舞いを申し上げたいと思いますが、議員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場の中で交通安全、そして火災予防を呼びかけていただきたいと思います。

さて、今議会では、総合計画の基本構想をはじめ、持続可能なまちづくりに向けた様々な議題を提出しております。議員の皆様方におかれましても、町行政に対し一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

[降壇]

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回美浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員より、令和7年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたので、御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

##### ○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番 大寄暁美議員、11番 大岩靖議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

##### ○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定しました。

---

#### 日程第3 議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてから

##### 議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで13件一括提案説明

##### ○議長（野田増男君）

日程第3、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてから議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上13件を一括議題といたします。

以上13件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

##### ○町長（八谷充則君）

本日御提案申し上げますのは、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてをはじめとして、13件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてでございますが、美浜町総合計画策定条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳に記録されていない者の情報の管理に関する事務において、個人番号を利用する必要があるため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、知多南部消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例についてでございますが、美浜町多世代交流型子育て拠点施設として、みはまーれを新たに設置するため、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第67号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町産業会館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第68号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町漁村センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第69号 指定管理者の指定についてでございますが、河和港観光総合センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第70号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町立老人憩いの家の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第71号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公民館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第72号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町運動公園陸上競技場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ1億1,408万3,000円を追加し、補正後の予算総額を102億5,876万円とするものでございます。第2条は繰越明許費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債の補正でございます。

次に、議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、補正後の予算総額を21億4,777万円とするものでございます。

次に、議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,073万2,000円を追加し、補正後の予算総額を19億1,239万6,000円とするものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第63号から議案第75号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

#### ○総務部長（宮原佳伸君）

初めに、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてでございますが、まずは11ページの資料1を御覧ください。

こちらは、第6次美浜町総合計画の序論でございますが、15ページへ移っていただきまして、（2）第6次総

合計画の構成と期間において、基本構想、基本計画、実施計画といった構成と、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間と示しております。本議案はこのうち、基本構想について御審議いただくものでございます。

それでは、議案書の5ページにお戻りください。

この基本構想は、本町が目指すべき将来像を明らかにするとともに、その将来像を実現するための基本的な方向と施策の大綱を示すものでございます。第6次総合計画は、これまでのまちづくりの歩みを大切にしながら、人口減少や急激な社会の変化が進む時代にも柔軟に対応し、将来にわたって誰もが安心して暮らせる美浜町をつくるための新しい指針でございます。基本構想において、将来像を「笑顔つながる 健康ひろがる 輝くまちみはま」としました。

6ページでは、将来像の実現に向けて5つのまちづくりの原則を定めております。未来への約束、ともにはぐくむまち、社会関係資本の充実、持続可能なまち、しなやかな強さの5つでございます。

次に、7ページで、人口につきましては、計画の終了年度には1万8,474人と推計しております。さらなる少子高齢化の進展が推測される中、町全体で子供を大切に、魅力ある暮らしやすい持続可能なまちづくりを住民の皆様と協働しながら推進いたします。

さらに、8ページで土地利用の方向性につきましては8つのゾーンを想定しておりますが、持続可能なまちづくりの視点から、第5次総合計画からの大幅な土地利用の変更はしておりません。

最後に、10ページ、政策の大綱として、「まち全体でいきいきと輝く人をはぐくむまちづくり」をはじめ、4つの政策の下、まちづくりを推進してまいります。

この基本構想案は、6月に公共的団体の代表者をはじめとする17名の方々に構成する美浜町総合計画審議会に諮問し、10月31日に答申をいただいたものでございます。基本構想を定め、これから基本計画の策定を進めるに当たりまして、美浜町総合計画策定条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

24ページを御覧ください。

住民基本台帳に記録されていない住登外者を管理するための宛名情報について、第4条第4項において、法に定められた個人番号利用事務の処理のために利用することができる規定を追加し、25ページ別表第1において、個人番号が利用できる住登外者の宛名番号管理機能による情報管理に関する規定を、25ページから28ページにかけての別表第2において、連携する事務の規定をそれぞれ追加するものでございます。

なお、施行日は公布の日からでございます。

議案第63号及び議案第64号の説明は、以上でございます。

#### ○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本年2月の岩手県大船渡市での極めて大規模な山林火災の被害を受け、乾燥や強風など気象の状況が火災予防上危険な場合に火入れの規制を行うもので、知多南部消防組合の火災予防条例の一部が改正されることに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

30ページを御覧ください。

第2条では、字句の整理を、第14条では、知多南部消防組合の火災予防条例において、「林野火災注意報」、「林野火災警報」を新たに規定し運用されるため、文言を追加するものでございます。

第16条では、「当該職員」を「担当職員」にするなど、文言を改めるものでございます。

なお、施行日は令和8年1月1日でございます。

議案第65号の説明は、以上でございます。

#### ○厚生部長（中村裕之君）

次に、議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

地域福祉の向上を図るための機会の提供と、子育てを総合的に支援する目的で新たに整備を進めております多世代交流型子育て拠点施設としてみはまーれを設置し、管理をしていくため、本条例を制定するものでございます。

33ページの条例本文を御覧ください。

第1条では、この条例の趣旨について規定しております。

第2条においては、設置について規定しており、第3条では、位置について規定しております。

第4条では、施設について規定し、第1号で地域交流スペースを、第2号で子育て支援センターについて定めております。

第5条では、管理について、第6条では、職員について、第7条では、児童施設運営委員会について規定しております。

第8条では、使用料について規定し、第2項で、町長が定める施設及び時間は使用料を徴収する旨を規定しております。

第9条では、使用の許可として、地域交流スペースのうち、多世代交流室、図書室、コワーキングスペースを規則で定める時間に使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならないと規定しております。

34ページをお願いします。

第10条では、使用の制限について、第11条では、使用者の義務について、第12条では、使用許可の取消し等について規定しております。

第13条では、使用料の納付について規定しております。

なお、美浜町使用料条例の一部改正については、後ほど、附則にて御説明いたします。

第14条では、権利の譲渡等の禁止について、第15条では、原状回復の義務について、次のページ、35ページの第16条では、損害賠償について規定をしております。

第17条では、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めると規定しております。

また、附則では、第1条において、施行期日について、規則で別に定める日から施行すると規定しております。

第2条では、準備行為として、必要な準備行為はこの条例の施行前においても行うことができると規定しております。

第3条では、美浜町立児童館の設置及び管理に関する条例の廃止を規定しております。

第4条では、美浜町使用料条例の一部改正について規定しております。

内容につきまして、資料2、39ページを御覧ください。39ページの新旧対照表の左側、改正後を御覧ください。

美浜町図書館の次に「みはまーれ」を追加し、自販機コーナーにおいて、1か月当たり販売額に100分の15を乗じて得た額を翌月20日までに徴収すると規定しております。

48ページの新旧対照表左側の改正後を御覧ください。

南部体育館の次に「みはまーれ」を追加し、多世代交流室は1時間当たり800円を、図書室においては1時間当たり100円を、コワーキングスペースは1時間当たり400円（なお、個人使用の場合は1時間につき100円）を、

使用の許可を受けたときに徴収すると規定しております。

なお、個人使用とは、各部屋に幾つか席があるうちの1席を使用するということでございます。

議案第66号の説明は、以上でございます。

#### ○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、議案第67号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町産業会館の管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、美浜町商工会が指定管理者の候補者として選定をされ、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第68号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町漁村センターの管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、矢梨区が指定管理者の候補者として選定をされ、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第69号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に河和港観光総合センターの管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、河和区が指定管理者の候補者として選定をされ、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第67号から議案第69号の説明は、以上でございます。

#### ○厚生部長（中村裕之君）

次に、議案第70号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町立老人憩いの家の管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、古布区及び切山区が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第70号の説明は、以上でございます。

#### ○教育部長（谷川雅啓君）

次に、議案第71号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町公民館の管理を行わせるに当たり、平成18年度から適正に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、野間公民館については野間区長会、布土公民館については布土区、上野間公民館については上野間区、奥田公民館については奥田北・中区が指定管理者の候補者として選定されましたので、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の

規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第72号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町運動公園陸上競技場の管理を行わせるに当たり、美浜町と日本福祉大学が連携し、スポーツを核としたまちづくりを行ってきたことによる公募によらない選定の結果、一般社団法人みはまスポーツコミッションが指定管理者の候補者として選定されましたので、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第71号及び議案第72号の説明は、以上でございます。

#### ○地域戦略課長（下村充功君）

次に、議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書20、21ページを御覧ください。

1款、1項、1目議会費の職員人件費では、人事異動等による給料、職員手当及び共済費の増を計上いたしました。

なお、各款にわたり職員人件費については、人事異動等による給料、職員手当及び共済費の増減が計上されております。このページ以降、各款の職員人件費の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の特別職人件費では、特別職に係る共済費の増を、2目の人事管理費の人事管理事業では、会計年度任用職員の報酬の増を計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

3目文書広報費の広報事業では、広報みはまのページ数の増による印刷製本費の増を、6目財産管理費の庁舎管理事業では、職員通用口の改修に係る工事請負費の増を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉事業では、北方地内にある福祉センターの土地建物の購入に係る公有財産購入費を、2目老人福祉費の介護保険事業では、介護給付費の増に伴う介護保険特別会計繰出金の増を、3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業では、利用者の増に伴う役務費並びに障害福祉サービス費の増を、地域生活支援事業では、利用者の増に伴う移動支援事業費の増を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の児童福祉事業では、子ども子育て交付金並びに児童手当交付金等の過年度返還金を、妊婦支援給付事業では、物価高騰による子育て応援記念品の増を、3目児童福祉施設費では、一般財源から寄附金への財源更正を。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の保健センター管理運営事業では、総合公園体育館閉館による保健センター3階集団指導室の利用者増に伴う燃料費の増を計上いたしました。

28、29ページを御覧ください。

2目予防費の予防接種事業では、予防接種健康被害救済制度給付金による予防接種償還費の増及び感染症予防事業費等国庫負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金及び新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金の過年度返還金を、3項1目知多南部衛生組合分担金では、分担金補正に係る分担金の減を。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農業振興事業では、規模拡大を目指す農業者の資機材整備

に係るスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金を計上いたしました。

30、31ページを御覧ください。

3 項水産業費、3 目漁港管理費の漁港維持管理事業では、上野間漁港防潮水門非常用発電機の修繕に係る工事請負費の増を計上いたしました。

32、33ページを御覧ください。

8 款土木費、5 項都市計画費、4 目公園管理費の都市公園整備事業では、湧き水対策の追加工事に係る総合公園拡張事業委託料の増を。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の特別職人件費では、特別職に係る共済費の増を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

4 項社会教育費、3 目文化財保護費の文化財保護事業では、布土平田組の山車車輪修繕に係る文化財保存事業費補助金を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明いたします。

16、17ページにお戻りください。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等負担金の増を、2 目衛生費国庫負担金においては、新型コロナ予防接種健康被害給付費負担金を、2 項国庫補助金、5 目土木費国庫補助金においては、社会資本整備総合交付金（都市公園整備）の増を計上いたしました。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金においては、障害福祉サービス事業に係る障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等負担金の増を、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金においては、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金を計上いたしました。

18 款 1 項寄附金、2 目民生費寄附金においては、児童福祉費寄附金を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金においては、今予算の財源不足分の繰入金を。

21 款諸収入、4 項 3 目雑入においては、児童手当負担金過年度精算金を。

22 款 1 項町債、3 目土木債においては、公園整備事業債の増を計上いたしました。

次に、7 ページ、第 2 表繰越明許費を御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費の電算管理運営事務において、情報システム標準化・共通化対応業務委託料の 1,023 万 2,000 円を事業完了が来年度となるため、繰越明許費として設定するものでございます。

次に、8 ページ、第 3 表債務負担行為補正を御覧ください。

債務負担行為の情報システム標準化・共通化対応業務委託料について、期間を 1 年延長し令和 8 年度まで、限度額を 2,944 万 6,000 円減額し 1 億 4,143 万 6,000 円に変更するものでございます。

次に、9 ページ、第 4 表地方債補正を御覧ください。

公園整備事業債について、限度額を 2 億 790 万円から 2 億 1,690 万円に変更するものでございます。

議案第 73 号の説明は、以上でございます。

#### ○住民課長（柴田香緒君）

次に、議案第 74 号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の 56、57 ページを御覧ください。

2 款保険給付費、2 項 1 目高額療養費、高額療養事業において、高額療養費の増が見込まれるため、350万円を増額計上いたしました。

5 款 1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、基金積立事業において、180万円を減額計上いたしました。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険税還付金、保険税還付事業において、財政調整基金積立金と同額を増額計上いたしました。これは、遡って被用者保険へ加入する方が多く、保険税還付金に不足が生じたためでございます。

次に、歳入を御説明しますので、54、55ページを御覧ください。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険給付費等交付金において、普通交付金として歳出で計上しました高額療養費の増額分を同額計上いたしました。

議案第74号の説明は、以上でございます。

### ○福祉課長（夏目貴子君）

次に、議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書74、75ページを御覧ください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス費において、訪問介護、住宅改修費支給の増により、居宅介護サービス給付費を2,848万6,000円、居宅介護福祉用具給付費を1万円、居宅介護住宅改修費182万円をそれぞれ増額計上いたしました。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス費において、介護予防通所リハビリテーション、介護予防住宅改修費支給の増により、介護予防サービス給付費を663万6,000円、介護予防福祉用具給付費を114万2,000円、介護予防住宅改修費を313万6,000円、介護予防サービス計画給付費177万4,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

3 項その他諸費、1 目審査支払費において、審査件数の増により、審査支払手数料を2万2,000円増額計上いたしました。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費において、医療及び介護の利用者負担が一定の負担上限額を超えた方の増により、高額医療合算介護サービス費414万4,000円を、高額医療合算介護予防サービス費1万円をそれぞれ増額計上いたしました。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費において、訪問型サービス、通所型サービスの利用者増により、訪問型サービス給付費を6万4,000円、通所型サービス給付費を337万8,000円、介護予防ケアマネジメント給付費を3万円、高額介護相当費を7万円、高額医療高額介護合算相当費1万円をそれぞれ増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。70、71ページを御覧ください。

歳出の介護サービス費、介護予防サービス費、その他諸費、高額医療合算介護サービス費及び介護予防・生活支援サービス事業の増額に伴い、2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目国庫介護給付費負担金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、3 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、2 目地域支援事業支援交付金、4 款県支出金、1 項県負担金、1 目県介護給付費負担金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、72、73ページの6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）において、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町のそれぞれの負担割合に応じて増額を、2 項 1 目基金繰入金において、基金から繰り入れるため増額計上をいたしました。

議案第75号の説明は、以上でございます。

○議長（野田増男君）

議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてから議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの説明が終わりました。

---

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日12月5日から7日までの3日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、12月5日から7日までの3日間を休会することに決定しました。

来る12月8日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

〔午前9時46分 散会〕

令和7年12月8日（月曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月8日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	野田謙弥君
3番	中須賀敬君	4番	森川元晴君
5番	都筑新悟君	6番	大寄暁美君
7番	橋場友昭君	8番	野田増男君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、おはようございます。ありがとうございます。

今日の一般質問は6名です。長丁場になると思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

## 日程第1 町政に対する一般質問

### ○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、6名の議員より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様におきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員におきましても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては一問一答とします。なお、質問に徹することを心がけ、要望やお願いを述べることは慎んでいただくようお願いいたします。

最初に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

### ○10番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、ニイタカヤマノボレ1208、今から84年前、太平洋戦争に突入した日であります。世界各地で今なお戦火の絶えない中で、戦後84年にわたり、この平和国家日本を築き上げてこられた先人たちの努力に敬意を表し、平和のありがたみをかみしめる1日としたいと思います。

さて、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、あらかじめ通告をしてあります一般質問通告書に基づいて、本日は2つの大きな質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目です。美浜町職員についてお尋ねをいたします。

昨今、全国の自治体において、職員による不祥事が取り沙汰されております。本町においても、住民の行政への信頼を損なう事例が発生をしております。服務規律の徹底や倫理意識の向上が一層求められておりますので、問題意識の確認も含めた美浜町職員全般について質問をさせていただきます。

1つ目です。問題発生時の初動対応と情報公開はどのように行っていますでしょうか。

町として、どのように不祥事発生時の事実を確認し、報告を受け、対処を行っていますでしょうか。また、メディアへの発表や町民への情報提供はどのように行っていますでしょうか。

2つ目です。再発防止の取組はどうでしょう。

不祥事が発生してしまった要因の分析や職場をまたいだ共有・再発防止のための改善を実施する仕組み、これは構築をされておりますでしょうか。

3つ目です。職員が受けるハラスメント対策、これはできているでしょうか。

さきの臨時会で話題となりました件とは別に、職員が住民から受けるハラスメントに対応するために、他の自治体が設けているようなカスハラ防止条例を本町でも定める考えはありませんでしょうか。

ちなみに、このカスタマーハラスメントとは、顧客などから暴行やひどい暴言、不当な要求を受けることを言いますが、近年、社会問題化をしております。本年6月には法改正が行われ、企業等にカスハラ防止のため、雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられることとなりました。公務員という立場の方たちは、一般的な企業や店の従業員とは違う立場であるという誤った先入観から、理不尽な扱いを受ける場面もあるようでございます。本町の職員に対しても、同様な扱いを受けることなく、住民の皆さんのために仕事をしていただくために、早急な対応が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

2つ目の大きい質問に移らせていただきます。

体育館へのエアコン設置についてお尋ねをいたします。

今年の夏も猛暑が続き、体温を超えるような気温を記録したことがありました。小中学校の教室には、本町においてもエアコンの設置が進んでおりますが、児童生徒が授業や行事で使用する体育館へのエアコン設置は、喫緊の課題と言えます。小中学校の体育館は、災害時の避難所にも指定されており、盛夏における長期間に及ぶ避難生活は命に関わる事案でもあります。そこで、町内の体育館へのエアコン設置の考え方についてお伺いをいたします。

1つ目です。設置はするのでしょうか。大変厳しい財政状況の本町において、運動公園、多世代交流施設、小中一貫校等々の整備に係る費用が重くのしかかってきております。そんな中でも、そもそも体育館へのエアコン設置はできるのでしょうか。

2つ目の質問以降は、できるという仮定の下に伺いますが、補助金についてお尋ねをいたします。

ごくごく一部の町民の方から私に対して、美浜町には既にエアコン設置の補助金が入っているのに実施しないのはなぜですか、こういう誤解を持った問いかけをいただきました。議員である私も知らないような話が、これまでことしやかに語られているのは、これは看過をできるものではありません。真相をお聞かせください。

3つ目です。優先順位はどうでしょうか。

体育館のつり天井改修工事、教室へのエアコン設置は、諸般の状況を勘案して、優先順位を決めてそれぞれ実施をいたしました。ただ、これだけ資材・人件費等の高騰が進みますと、先送りした分の工事費の高騰は、これはもう避けて通れないでしょう。体育館へのエアコン設置をすれば、工事の優先順位は考えておりますでしょうか。

4つ目です。動力源は何を考えておりますでしょうか。

エアコンを稼働させる動力源については、各自治体において様々だと思っておりますが、本町ではどのように考えておりますでしょうか。

5つ目です。断熱工事、これは行うのでしょうか。

本年4月1日より、日本で新築される全ての住宅において、省エネ基準への適合が義務化されております。これは、省エネルギーと脱炭素化を推進するための日本の取組でございます。私は、以前の一般質問で、教室へのエアコン導入時に断熱工事も併せて実施して、稼働効率を高める考えについてお尋ねをいたしました。それについては見送られました。

今回、体育館へのエアコン設置に関する補助金取得には、断熱工事を行うことが条件だと伺いましたが、教室と比べるとはるかに容積の大きい体育館への断熱工事も実施するのでしょうか。

以上で、私の一般質問、これ、壇上での質問を終わります。分かりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

おはようございます。

それでは、分かりやすく簡潔な答弁に心がけてまいりたいと思います。

荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町職員についての御質問の1点目、発生時の初動対応と情報公開はについてでございますが、本町において不祥事等が発生した場合は、当然のことですが、直ちに関係者へのヒアリングを行うとともに、事案の影響が及んでいる範囲を特定し、被害の全容を把握し、できるだけ早く御迷惑をかけた相手方に説明と謝罪をすることとしております。また、その不祥事等の原因となる背景を調査し、故意または重大な過失である可能性があるかどうかを、当事者のみならず関係者全員へのヒアリングを実施し、役場内で懲戒審査委員会を開催し、基準により職員の処分内容及び報道機関への連絡・ホームページによる周知の有無を決定しております。

次に、御質問の2点目、再発防止の取組はについてでございますが、先ほど申し上げた行程により職員の処分等について決定した後、不祥事等が発生した部署と同じような内容で作業を行っている部署を中心に、職員に周知し、再発防止に努めております。

その際、現行の仕組みが不祥事等発生の原因の一つとなっている場合は、管理体制の見直しも含め検討しております。

次に、御質問の3点目、職員が受けるハラスメント対策はについてでございますが、本年、労働施策総合推進法が改正され、職場におけるカスタマーハラスメント防止のため、雇用管理上の措置を講ずること等が事業主に義務づけられたことに伴い、地方公共団体においても、いわゆるカスハラ条例が設置され始め、愛知県におきましても10月1日付で施行されたところでございます。

本町におきましても、他の自治体の事例等も踏まえ、条例制定に向けた研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、体育館のエアコン設置についての御質問の1点目、設置はするのですかについてでございますが、学校体育館については、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されるため、空調設備の導入の必要性は認識しており、設置してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、補助金についてでございますが、まず、一部の町民の方から、美浜町に既にエアコンの設置の補助金が入っているのに実施していないのではないかとのことでしたが、本町はこれから導入を目指していくところでありますので、既に補助金が入っているということはありません。

次に、御質問の3点目、優先順位はについてでございますが、財政状況を見ながら計画的に整備してまいりたいと考えておりましたが、喫緊の課題であり、年々高騰する建設費も考慮し、早急に全小中学校の整備に着手したいと考えております。

次に、御質問の4点目、動力源はについてでございますが、ガス式、電気式などございますが、財政状況、学校規模などを考慮し、比較検討した結果、電気式での導入を検討しております。

次に、御質問の5点目、断熱工事についてはでございますが、国の交付金の補助要件として、避難所に指定されていること、断熱性が確保されていることが要件となっており、断熱カーテンの設置や断熱フィルムの設置など、何らかの断熱性の確保は必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

失礼いたしました。断熱カーテンではなく遮熱カーテンでございました。失礼しました。

以上で、壇上での答弁を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、職員に関するほうから、不祥事対応について再度お尋ねをいたします。

人間が行う仕事である以上、軽微なヒューマンエラー、これはどうしても発生してしまうのかもしれませんが、私が議員となって10年が過ぎましたが、その間にプレス発表しなければならなかった事例も、これも残念ながらございました。職員が故意に公用車を毀損した事例は本当に記憶に新しいところで、誠に残念であります。

私は、長年、個人事業主として仕事を行ってききましたので、自分のミスというのは、これ全て自分で始末をしなければなりません。汗水流した上に手にした道具、こういうものは手入れをし大切に扱わなければ、よい仕事はできません。職員の深層心理の中に、長年にわたって蓄積された物を粗略に扱う考え、こういうものはないと言えるでしょうか。どうでしょう。

○総務課長（大松知彰君）

今の御質問についてですが、本町で行われております様々な事業費、それから人件費はもちろん税金で賄われておりますので、当然のことですけれども粗略に扱うことはできません。職員に対しては、まず、採用時に、美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例により、職務を誠実かつ公正に執行することを誓う宣誓書にサインをして、勤務を始めてもらっておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

初めて知りました。サービスの宣誓書まで書くんだということ。私、10年議員やらせていただきましたけれども、初めて知ることとなりました。これ、私が思うには、当初、最初に美浜町職員となったときには、当然ここにおられる幹部の皆さんも宣誓書にサインをして、頑張っってやっていきますよという思いの下に業務に当たられると思いますが、それが5年、10年、20年と、こういう仕事をしてきた過程において、慢心というか、もう慣れてしまっってそういうことが当初の意気込みが薄れていくような、これは一般の町民の方たちと私も話している間によく耳にすることでございます。定期的にそれを、いいですか、皆さんはこういう立場ですよというような講習、研修、そういったものというのは定期的に行うことはあるのでしょうか。皆さんのような幹部も含めて、どうなのでしょう。

○総務課長（大松知彰君）

研修についてでございますけれども、公務員の原点とも言えるこの考え方につきましては、職員研修においては、公務員倫理、あるいは地方公務員法などの科目として、入庁後1年目の職員が受講する新規採用職員研修、入庁後3年を経過した職員が受講する一般職員前期研修、それから入庁後10年程度の職員が受講する一般職員後期研修などで、継続的な研修の機会を設けております。また、職員によっては、講師養成講座として、先ほど申し上げました公務員倫理や地方公務員法の講師としての研修を受けておりますので、職員全体で定期的な講習を

受けております。

○10番（荒井勝彦君）

これも、1年、3年、10年と定期的に職員の皆さんがそういう講習を受けている。にもかかわらず、あれまというようなミスを犯すのは、しっかりとその講習を受けて、きちんと自分の身を戒めておるかどうかちょっと疑問に思いますので、今後は、私の一般質問を機に、これはいかんというところをしっかりと身に刻んでいただきたいと思います。

それでは、ハラスメント対策について再度お尋ねをいたします。

さきの臨時会では、本町職員が受けるハラスメントに対して、対策の一つとして準備費用が補正予算として上程され、議会において可決をされました。説明によれば、これ数年前からこういった行為が行われておりまして、本年6月に法改正がありました。他の自治体では、もうそれ以上、4月1日からカスハラ防止条例、これを定めているところもございます。

先ほどの町長の答弁で、本町におきましても、他の自治体の事例も踏まえて条例制定に向けた研究を続けてまいりたいとお答えいただきましたが、もう一刻の猶予もならない状況ではありませんでしたでしょうか。いつ頃までにこの条例制定ができるとお考えでしょう。

○総務部長（宮原佳伸君）

今、カスハラ条例制定の時期の御質問をいただきました。

議員御承知のとおり、愛知県で10月1日から県の条例が施行されました。これは、愛知県、県庁の職員に対するものではなく、県全体の条例でございます。ですので、事業所としましては、一般の企業の方、個人事業主の方、また我々地方公共団体も事業者に入るわけです。職員については、当然、民間会社の職員の方、我々役場の職員も対象となっております。また、お客様につきましても、その事業所の顧客、または役場へ来る住民の方が全て対象となっておりますので、既に10月1日から愛知県の条例においてある一定のそういう努力義務というのは既に重ねておる状態です。本町においても同様です。

ただ、その中で、美浜町として、どれぐらい県の条例に対して補完をして、または他の自治体で行われておったり、来年三重県で予定されていますような罰則規定を設けるのかといったようなことも含めて、検討していく必要があると思います。

ですので、今まだ時期についてははっきり決めておりませんが、県の条例で対応できる部分、独自で美浜町として、さらに補完しなければいけない部分というのを見ながら、検討させていただきます。

○10番（荒井勝彦君）

先日、この傍聴席にもテレビカメラが数台入りまして、全国的にこの美浜町が名を知られることとなりました。本当に宮原部長、そのときには立派な御答弁ありがとうございました。御苦労様でした。

本当にこういうことも、職員の皆さんを守る意味でも、より実効性のある条例を美浜町として制定していきたいなど、議員の一人として思っております。

それでは、職員の待遇についてお尋ねをいたします。

美浜町職員の中でも、途中で他の自治体の職員として転職をされる方がお見えになると伺いました。これは職業選択の自由を阻むつもりはございませんが、他の自治体と比較して、地域手当というものがあるそうです。私も議員になって初めて知ることとなりましたが、これが低いのも原因の一つじゃないのかなというふうに言われておる方もお見えになりました。職員の待遇について、美浜町では近隣市町と比べてどうなのでしょう。

○総務課長（大松知彰君）

ただいまの御質問についてでございますが、職員の待遇につきまして、新規の学卒者の初任給については、近隣の町とは同水準となっておりますが、先ほど議員おっしゃられるように、一部の自治体において、国基準を超える手当を支給している自治体もあります。転職時の給与のほか、福利厚生面も含め、全てが同じ労働条件となつてはいるわけではおきませんので、よろしくお願いたします。

○10番（荒井勝彦君）

改めて申し上げますけれども、職員全般について、私はお尋ねいたしますので、お願いたします。

モチベーションアップ、モチベーションはどうでしょう、職員の皆さんの。地域手当以外に、美浜町の職員としての誇りを高められるような具体的なアイデア、こういうものは持つておるのでしょうか。例えば、実績を上げた職員の顕彰制度なんて、こういうものはあるのでしょうか。どうなのですか。

○総務課長（大松知彰君）

顕彰制度についてでございますが、まず、職務の勤務成績の優秀な職員につきましては、複数の上司による評価により、人事評価書制度によって、勤勉手当、それから定期昇給等に反映しております。

また、顕彰の表彰の部分につきましては、一般的に、地方公務員の顕彰制度としては、外部の団体から主に住民の方と協働して事業を育てたような場合、または業務を改善・改革した場合、あるいは地域に飛び出して業務以外の取組も進めた場合などに、その実績に光を当て、知られていない努力を地道に続けている職員にやる気と勇気を与えるため表彰されることがございますが、表彰される職員数としては極めて限られるため、現在のところ、美浜町役場内でそのような顕彰制度を設ける予定はございません。

○10番（荒井勝彦君）

10年以上前でしたか、一美浜町の女性職員の提案により、民放のお見合い番組を誘致したことがございました。本当にあのときには美浜町を挙げて、盛大に歓迎をし、実際にカップルも誕生いたしました。私も出会いのコーディネーターをやっておりましたので、本当にこれはすばらしい職員がお見えになるものだと思って感心しました。今後、そういった職員が出てくることを祈って、次の質問に移らせていただきます。

エアコンについて再度お尋ねをいたします。

動力源について、もう一度、いま一度お伺いいたしますが、エアコンを稼働させる動力源については、財政状況、学校規模などを考慮し、比較検討した結果、電気式での導入を検討している、このように御答弁をいただきましたが、壇上でも申し上げましたように、避難所としての機能を併せ持つ体育館は、大災害時に停電をした場合、復旧するまで何日も待つわけにはまいりません。先日の河和南部地区で行われた避難訓練で、マグネデザイン株式会社が導入したLPガス災害対応バルク、こういったものを見せていただく機会がございました。発電機能を併せ持つこの設備は、災害時の切り札と言えると思います。都市ガスが整備されている自治体において、LPガスを動力源としたエアコンを設置しているところも増えております。24時間365日回し続けるわけでもありません。

電気式での導入を検討している段階で、決定したわけではございませんね。どうでしょう。確認です。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校のエアコンでございます。動力方法、議員おっしゃられるように、都市ガスのところもありますし、LPガスのガスバルブのところもあります。電力のところもあります。近隣の市町村でも、それぞれの財政規模、体育館の大きさなどによっていろいろな手法で動力源を活用しております。私たちも、やはり、その特色、学校規模とか財政的なものを考慮して選択する必要があると思っております。

大きくは電気式とガス式、議員おっしゃるとおりでございます。比較検討する中で、導入費用が比較的抑えら

れて、メンテナンスがしやすいのが電気式、また、冷暖房の利用が限定的な場合に適しているというようなことも特色として挙げられます。

確かに電力がダウンしたときに、L Pガス、非常に効果的であると思っています。しかしながら、ランニングコストが抑えられるというメリットもありますが、導入費用がやはり高額になるということ、それから、メンテナンスが、専門業者によるメンテナンスが必要になってくるということなどが挙げられます。広い体育館を冷やすのには、すごくやはりお金もかかりますし、議員おっしゃられるように、断熱をするということも必要になってきます。広い空間、適切な方式を選定するために、初期費用、ランニングコスト、それからメンテナンス、稼働頻度など総合的に考慮する必要があるまして、私たちとしては、町長が先ほど答弁したように、電力式での導入が適しているのではないかと現在のところは考えております。

○10番（荒井勝彦君）

近隣市町の状況、これ私、先日、美浜町の液化石油ガス協同組合さん、こちらに相談をして資料を頂きましたが、近隣市町、令和4年度大府市小中学校が全校で、これGHPガスヒートポンプ式、このエアコンですけれども、これは大府市が令和4年度に全小中学校に導入をしております。令和5年度には武豊町の小中学校がこれも全校に、令和6年度、常滑市の小中学校が全校に、本年度、令和7年度、知多市立知多中学校並びに知多市立八幡中学校が10馬力を2台、980キログラムのバルクを2基、設置をしているそうです。つい先日の金曜日には、内海高校が武道場にこういうGHPを導入したということも伺っております。

美浜町内には、災害時の自家発電施設を設置したL Pガス充填場があって、これ、組合からL Pガスを供給しているそうです。大災害時にも即座に行動ができるそうですので、住民の生命を第1に考えるとすれば、これ、おのずと答えは見えてくると思いますが、それでもコスト面を考えての電気式というお考えなのでしょうか。まだ考慮する時間はあるのでしょうか。

○総務部長（宮原佳伸君）

今の体育館ですけれども、避難所という観点で御質問がありましたので、私のほうで答弁させていただきます。先ほど導入経費については学校教育課長が申し上げたとおりです。では、停電時どうするんだという課題がどうしてもございますので、これも他市町の例を参考にしまして、可搬式の発電機を設置する計画でおります。それにつきましては、ガソリン、L Pガス、両方が使えるものを今のところ計画をしております。

○10番（荒井勝彦君）

可搬式の発電機を持ってきて、それ、今、部長にお答えいただきましたけれども、ガソリンであったり、ガスであったりということを使うということ。でも、この近隣市町が、都市ガスも、もちろん電気も整備をされている地域において、このL Pガスのエアコンを導入しているということは、本当に災害時には、かつてこの美浜町の防災官もおっしゃってございましたけれども、こういう美浜町はL Pガスと個別の浄化槽、これは非常に災害時には強いんですよという、講演会で、様々な場所で防災官はおっしゃってございました。確かにそのとおりだなと思います。

これは、本当に美浜町より財政の規模の裕福なところが考えているのかもしれませんが、南知多町でもそういう傾向にあるということ。今後美浜町は、町民の命を第一に考えて、このL PガスでのGHPの導入もまだ片隅に置いていただいて、検討していただきたいと思います。

それでは、私、体育館全般についてお尋ねをいたしますので、総合公園体育館、これはまだ当然避難所に指定されていないと思いますが、総合公園体育館はどうでしょう。総合公園の体育館は、町民の皆さんが社会体育で利用されたり、他市町からの合宿利用目的で訪れたりをしております。スポーツを核としたまちづくりを目指す

本町において、エアコンが導入されていれば、大会を開くならぜひ美浜町で、エアコンの効いた体育館で夏季合宿をしてみませんか等々の呼びかけをして、交流人口も増加されると、これが図られると思います。現在、天井の改修工事を行っておりまして、多くの足場が設置をされております。エアコン設置工事も同時に行えば、共通事項の工事費だけでも節約になったと思いますが、将来、こちらの総合公園体育館にもエアコン設置の予定はありますでしょうか。いかがでしょう。

○生涯学習課長（戸田典博君）

総合公園体育館へのエアコンの設置についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、議員おっしゃいましたが、今年から総合公園体育館特定天井の耐震改修工事を実施させていただいておりまして、町民の方々には大変御迷惑、また御不便をおかけしておることを、この場をお借りしておわび申し上げます。

先ほどこのエアコン設置につきまして、この特定天井の設計を行うときにも、実際にはこのエアコンが設置して大体どのぐらいの金額がかかるのかということの試算も、概算ではございますが出していただいております。ただ、そのときの本町の財政状況を鑑みまして、今回工事、同時に行うということも含め、また金額についても見送った経緯がございます。

現時点では、設置についての予定はございませんが、先ほど、現在、夏の時期に多くの学生の方が体育館を合宿等で使っていただいております。また、それにつきましては、体育館で使用できる扇風機等の貸出しを行いながら、熱中症対策等には努めておりますので、よろしく願いをいたします。

○10番（荒井勝彦君）

扇風機、非常に涼しいですね。エアコンと比べるといかがでしょう。本当に、当初から同時に導入もしたらどうだという試算をさせていただいているというお答えでございました。本当に莫大な費用がかかって、この美浜町のような財政の厳しい自治体においては厳しかったのかもしれない。でも、将来、先ほど申しましたように、交流人口を図る方法の一つとして、エアコン導入も考えていただきたいと思います。

さて、まだ残り15分ほどございますが、職員については、私も厳しいことを申し上げましたけれども、公務員である以上、常に襟を正して職務に励んでいただきたいと思います。どんな仕事でも、当初の意気込みが慣れから漫然とした仕事になってミスを生むこともあります。とはいえ、理不尽な要求をされる方には毅然とした態度で臨み、臆することなく接することも大切だと思います。そのために、早急に美浜町においても、より実効性のあるカスハラ防止条例の制定を望みます。

体育館へのエアコン設置の動力源に関しましては、いま一度熟考をお願いいたします。電気も都市ガスも整備された自治体で、何ゆえプロパンガスで稼働させる事例が増えているのか。一般家庭と避難所ともなる体育館等では、ランニングコストの比較だけでははかれないものがあるはずだと思います。避難所において、命に関わる暑さ寒さの中で弱い立場の人たちを守るには、行政の大事な役目であることを申し添えまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席にお戻りください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を9時50分とします。

〔午前9時39分 休憩〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 野田謙弥議員の質問を許可します。野田謙弥議員、質問してください。

[2番 野田謙弥君 登席]

○2番（野田謙弥君）

皆さん、おはようございます。2番 野田謙弥でございます。

去る10月11日、12日に行われました町制70周年記念事業についてですが、まず、11日土曜日には運動公園交流広場ではみはま花火まつりが開催されました。キッチンカーが数多く出店し、にぎやかな雰囲気の中、BGMが流れ、迫力のある花火の打ち上げで、とてもすばらしく夢のようなひとときを味わうことができました。12日日曜日には、13台の山車と屋形がメイン会場である総合公園センター広場に集められ、みはまふるさとまつりが盛大に開催されました。勢ぞろいした山車が壮麗なたたずまいを見せるとともに、おはやし、からくり人形などの伝統芸能や日本福祉大学付属高校による和太鼓の演舞が披露されました。多くの観光客が訪れ、祭りを堪能して、最後は美浜音頭・美浜小唄の総踊りがあり、大盛況のうちに幕を閉じました。私は、改めてチーム美浜の底力を目の当たりにすることができました。朝早くから、町内各区の方々、町職員の皆さん総出で、心を一つにしてこのイベントを成功させようとするその意気込みがすごくて、深い感動で胸が熱くなりました。まだまだ美浜も捨てたもんじゃない、官民一体となって消滅市町村の汚名を返上して、夢ある未来に向かって前進していこう、そんな気持ちを強く持つことのできた2日間でした。

そこで、今回、私は、もっと多くの人々が美浜町を訪れたり、美浜町に興味を持ってもらうための地域戦略として、観光と国際交流に焦点を当てて、美浜町の施策を検証したいと思います。あらかじめ提出しました通告書に基づいて質問いたします。

まず、大きな1つ目、美浜町の観光について質問します。

少子高齢化の中、町のにぎわいを創出し、交流人口を増やすために、観光に力を注ぐべきだと考えます。そこで、町の観光資源である施設や自然資源の有効な活用方法について、次のとおり質問します。

1点目は、町の発展・活性化のために、こういったものが観光資源と考えられるのか。また、その有効な活用策を伺います。

2点目は、町の観光事業にはこういったものがありますか。また、観光事業への費用負担にはどんなものがあるか伺います。

3点目は、町の観光事業について、他機関との連携はどうなっているのか。例えば、観光協会や商工会、小中学校との連携について伺います。

次に、大きな2つ目、美浜町の国際交流について質問します。

最近のインバウンドの流れや国際化の様相から、町の発展のために国際交流に力を入れていく必要があると考えます。そこで、美浜町の国際交流事業の現状と町の発展につなげていく方策について伺いたく、次のとおり質問します。

1点目は、現在、町が実施している国際交流事業について、どんなものがありますか。それぞれの事業の現状を伺います。

2点目は、シンガポールの中学校との交流を通して、子供たちがグローバルな視野を持つことは、町の将来にとって大変意義があると思います。参加した子供たちの様子はどうだったかを伺います。

3点目は、国際交流事業を通して、町はどんな町民を育成しますか。具体的な姿で御説明ください。また、それを町の発展にどうつなげていきますか。

以上で、私の壇上での通告書に基づく質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

野田謙弥議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町の観光についての御質問の1点目、観光資源の現状は及び御質問の2点目、観光事業の現状及び町の費用負担については、関連がございますので併せてお答えいたします。

観光資源の現状としまして、本町には美しい海や田園風景を含む里山などの自然、野間大坊や野間埼灯台をはじめ、各地区に残された多くの歴史・文化遺産、また特産品であるえびせんべいや果物狩りなど、多くの観光資源に恵まれた町だと考えております。

観光事業としては、これらの観光資源を活用し、自然環境との触れ合いをお求めの方、海産物などのおいしい食事をお求めの方、ビーチランドなどの観光施設を訪れる方、農作物や特産品をお買い求めの方などに向け、SNSをはじめとした情報発信ツールの活用や各種イベント等を通じ、本町の魅力を広く届けられるように努めているところでございます。

観光事業への費用負担につきましては、美浜町観光協会へ組織運営のための交付金及び観光客誘致宣伝事業委託料をお支払いしているほか、南知多ビーチランド活性化協議会及び本町が管理しております各種観光団体への負担金をお支払いしております。

次に、御質問の3点目、他機関との連携についてはでございますが、先ほど答弁いたしました観光客誘致宣伝事業委託料を基に、美浜町運動公園において観光協会と連携し、みはま花火まつりを開催しております。また、美浜町商工会とも連携し、町内において開催されるイベント等へキッチンカーの出店を要請し、来場者に地元のグルメを楽しんでいただいております。

なお、昨年度の事業ではありますが、修学旅行の一環として、河和中学校3年生が千葉県浦安駅において美浜町の特産品を対面で販売し、町の魅力をPRする浦安マーケットを実施したほか、今年度事業にあっては、日本福祉大学付属高校と連携し、町外へ美浜の魅力を発信するためのPR動画の作成を行っております。

次に、美浜町の国際交流事業についての御質問の1点目、国際交流事業の現状はについてお答えいたします。

本町の国際交流事業は、本町出身の幕末の国際人音吉の御縁で、愛知万博の1市町村1国フレンドシップ事業の相手国がシンガポール共和国に決まり、平成16年から美浜町フレンドシップ草の根国際交流事業としてシンガポールの小中学生との交流事業を始めております。コロナ禍に一時中断した後、令和6年度より再開し、町内の中学生をシンガポールへ派遣し、また、シンガポールの小中学生の受入れをしております。

また、令和2年度から、語学指導等を行う外国青年招致事業、通称JETプログラムを活用して、国際交流でもつながりのあるシンガポール共和国から国際交流員1名を招聘し、国際交流と異文化理解の推進を図っております。国際交流員は、語学指導で小中学校の訪問、町内に住む外国人向けの書類翻訳、食と健康の館での本町とシンガポール共和国の友好関係に関するパネル展や物産展の実施のほか、県主催の国際交流イベントへの参加を通じて、本町とシンガポール共和国とのつながりを発信していただいております。

次に、御質問の2点目、国際交流事業に参加した子供たちはについてでございますが、8月にシンガポールへ

派遣した大半の生徒たちからは、異言語、異文化を体験し、貴重な経験となったと伺っております。今回、私もシンガポールでの交流事業に随行いたしました。初めはよそよそしかった生徒が短期間で仲よくなり、交流事業が終わるときには泣いて別れを惜しむ姿が見られました。また、派遣後に本町へ受入れをした際には、笑顔で再会している姿があり、参加した子供たちにとっては、言葉や外国への関心が高まり、大変刺激を受けたのではないかと考えております。

次に、御質問の3点目、国際交流事業の目指すところについてはでございますが、本町の国際交流事業は、開始してから20年以上経過し、現在では国際交流員を配置し、日頃は小中学校で語学指導を行い、異文化理解の充実を図っております。草の根国際交流事業においては、インターネットの普及により、交流事業後もSNSなどを通じて交流を続ける子供たちもおり、海外に行かなくても交流を続けることが可能な時代となっております。

今後もこれらの事業を通して、国際的な視野を持ち、美浜を拠点として世界で活躍するような人材を育成してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（野田謙弥君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1つ目、美浜町の観光について質問します。

観光資源の現状について、町は野間埼灯台を町の代表的な観光資源の一つと位置づけています。町の観光のシンボルとしての野間埼灯台の認知度は随分高まってきましたが、さらに全国的な認知度をもっと高める方策はありませんか。例えば、美浜町の特産品に灯台という名前をつけて売り出してみてもどうでしょうか。

○産業課長（富谷佳成君）

ただいまの質問でございます。

町として特産品に灯台の名前をつけること、予定は今のところございませんが、県内最古の野間埼灯台の野間と南京錠の鍵のキーを合わせた美浜町観光PRキャラクターとしてののまっキーがございますので、のまっキーを通じて美浜町をPRしてまいりたいと考えております。

○2番（野田謙弥君）

次に、野間大坊も歴史遺産として全国的に有名ではありますが、立地が美浜町であるという存在価値を見いだしているとは言えません。もっと美浜町独自の観光資源であるということをアピールできる方策はありませんか。

○産業課長（富谷佳成君）

野間大坊につきましては、町や観光協会として各種観光マップ等に情報を掲載しているほか、観光協会の中に美浜町歴史観光ガイド協会という団体がございます。歴史好きな方に、野間大坊だけでなく周辺の史跡も併せて御案内していただいているほか、昨年は現代版灯台守の主催により、大坊の楽市を復活させ、多くの方で境内をにぎわしていただいております。

また、つい先日は、境内にペット供養塔を建立した経緯もあり、半田市内の動物病院さんの主催ではございましたが、インスタフォローは10万人超えのサックス侍、こちらが重要文化財である大御堂寺本堂前で演奏されまして、風の音や境内の雰囲気も併せ、多くの聴衆を魅了しておりました。当日、私も、町長と共に御挨拶に出向き、町内のイベント等での改めての演奏をお願いしてまいりました。

○2番（野田謙弥君）

小野浦地区には、国際的な歴史文化遺産である音吉頌徳記念碑があります。また、美浜の特産品を販売している食と健康の館があります。野間埼灯台と野間大坊を含めたこれらの隣接したエリアの観光資源をうまく関連させたイベントや観光案内に力を入れる考えはありませんか。

○産業課長（富谷佳成君）

議員おっしゃられるとおり、小野浦・野間のエリアは集客の魅力にあふれており、現在も多くの方にお越しいただいておりますが、まだまだ観光の発展につながるような仕組みに欠けているというふうに考えております。

小野浦海岸周辺には、現在でも食と健康の館でお土産や美浜の塩を販売しているほか、観光案内施設としての機能もございますが、指定管理者との連携を図りながら、民間活力も導入されることを期待しております。

○2番（野田謙弥君）

続きまして、観光事業の現状について、幾つか具体例で答弁をいただきました。その中で、南知多ビーチランド活性化協議会に負担金を支払っているという答弁でした。

先日、テレビで、南知多ビーチランドの水族館の大水槽が老朽化のため閉鎖されるという報道がありました。町として負担金を支払っている以上、来町者増加につながる大水槽再開の要望をしていく考えはありますか。

○産業課長（富谷佳成君）

今回、この大水槽閉鎖のニュースを報道で初めて知ることになり、この件で所長とお話しさせていただきましたところ、開園以来45年間親しまれてきた大水槽を、これまで一度も水を抜いたことがなく、大規模な修繕等もしておらず、水槽の裏側では劣化が大変進んでおり、5年ほど前から修繕か閉鎖かの方向性を社内で協議していたとのことでした。しかしながら、修繕には非常に多額の費用が必要になることと来園者の安全を考慮して、今回の閉鎖の判断に至ったと聞いております。

大水槽の閉鎖による来場者の減少が懸念されておりますが、町としても、協議会としても、再開のための支援はなかなか困難であることから、企業努力による再開を期待しているところでございます。ただし、大水槽が閉鎖されたとしても、来園者が減らないように、協議会としてより多くの人にお越しいただけるような、新たな企画を立ち上げていきたいと考えております。

○2番（野田謙弥君）

次に、町は新南愛知カントリークラブで開催される女子プロゴルフの大会に協賛していますが、本年度の協賛について、例年に比べてどうだったか、様子を伺います。

○産業課長（富谷佳成君）

新南愛知カントリークラブにおいて開催されましたレディス東海クラシックにつきまして、今年は土曜日に雨が降ったことによる大会中断もあり、昨年度より若干少なくなっただけではありますが、それでも非常に多くの方に御来場いただいております。

協賛の方法としまして、これまで美浜町賞として知多牛などの特産品を最終ホールのグリーン場で、町長から大会優勝者へ手渡していただいておりますが、今年から趣向を大きく変えまして、名鉄知多新線の利用促進も兼ねまして、大会期間中、野間駅を下車された先着1,000名の方に抽せん券を手渡し、町の特産品や商工会の飲食エリアにおける出店に使える金券、また、特別賞として、新南愛知カントリーの平日プレイ1万円引き券など当たる抽せん会を行い、町のPRを行ってまいりました。

また、観光協会旅館部と連携しまして、観客や関係者を対象に送迎つき宿泊プランを大会公式ホームページ上で販売し、利用者に好評いただいております。

○2番（野田謙弥君）

私もこの大会の観戦を楽しみにしている町民の一人ですが、毎年2万人以上の観戦者が町外から美浜町を訪れると聞いています。短期間にこれだけの訪問客を受け入れる機会はなかなかありません。全国的にも有名なこの大会を、町にとってもっと付加価値のあるイベントにしてほしいと思います。

次に、観光事業への費用負担について答弁いただきました。その中で、美浜町観光協会へ組織運営のための交付金等、観光客誘致宣伝事業委託料として幾ら支払っていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

美浜町観光協会交付金が2,300万円、観光客誘致宣伝事業委託料として600万円をお支払いさせていただいております。

○2番（野田謙弥君）

また、町が加入している各種観光団体への負担金の種類と金額を御説明ください。

○産業課長（富谷佳成君）

美浜・南知多で組織しております知多南部地域観光協議会負担金が20万円、県観光協会負担金が41万円、先ほど申し上げました南知多ビーチランド活性化協議会負担金が100万円、5市5町で組織しております知多半島観光圏協議会負担金が49万1,000円となっております。

○2番（野田謙弥君）

11月11日の行政報告会で、町執行部より、国の官公庁から500万円の補助金が頂けたと聞きました。それをどのように使っていますか、御説明ください。

○産業課長（富谷佳成君）

美浜町の魅力を県外、県内に広く発信し、遊びに行きたいと思っていただけるような、また、ひいては移住してみたいと思わせるような情報発信のために使わせていただいております。

そのため、各種イベントや、様々なモニターやサイネージがある場所での放映ができるよう、観光PR動画を作成しております。また、野間・小野浦地区にて野間大坊や音吉に注目したモニターツアーを企画し、遠くは東京、大阪、神戸などからお越しいたいただき、観光協会や知多娘。のガイドによる史跡散策や、グルメでは源義朝御膳やふぐのフルコースなど、美浜町の様々な面を目と舌で楽しんでいただいております。ツアー終了時のアンケートでは、大変好評いただいておりますことを報告させていただきます。

なお、今回頂いた補助金は、毎年頂けると決まったものではありませんが、新たに企画をまた立ち上げ、申請書を提出し、採択された場合のみ頂けるものとなっておりますので、次年度も手を挙げていきたいと思っております。

○2番（野田謙弥君）

続きまして、他機関との連携について答弁いただきました。

美浜町観光協会との連携について、今年度、元教員だったHという男性の方が当協会に就職されました。彼の美浜町に対する愛情は相当なもので、現役時代、児童を指導して野間大坊の観光ボランティアガイドを養成したり、布土小学校にあった古い郵便ポストを野間埼灯台の近くに移設したりして、地域活性化に一躍買っていました。

そこで、彼を中心とした美浜町の観光をメジャーにする催しやイベントを何か企画する考えはありませんか。

○産業課長（富谷佳成君）

町内の小学校でも教鞭を執られていた方が、今年の春から美浜町観光協会に入られまして、慣れない環境の中

で大変頑張ってくださいしておりますが、そのような中でも、この方のライフワークでもある野間埼灯台をPRするイベントの一つとしまして、あいちトライアングル灯台めぐりを企画され、美浜町の野間埼灯台、田原の伊良湖岬灯台、蒲郡は西浦温泉にございます橋田鼻灯台の3か所を巡ってもらうスタンプラリーを、海上保安庁の助成を受けて実施されております。

また、日本財団の海と日本プロジェクトの助成を受け、かつて海水浴でにぎわった臨海学校を感じさせる海に関するプログラムを企画し、町内小学校の児童にセーリング体験や魚のつかみ取り体験と、様々な体験をしていただいております。

そのほか、各種団体から観光協会への要請により、町内の観光施設をガイドとして案内していただいていたたり、先日は、旅行業取扱管理者の資格を取得されたことから、今後は観光協会としてツアーが販売できるようになる見込みです。

#### ○2番（野田謙弥君）

商工会との連携について、キッチンカー部会への出店要請をしているという答弁でした。最近の町が主催または後援するイベントでのキッチンカーの活況ぶりには目をみはるものがあります。現在、町内にはどれだけのキッチンカーがあり、出店回数や出店イベントはどのくらいですか、御説明ください。

#### ○産業課長（富谷佳成君）

美浜町商工会のキッチンカー部会には、移動販売の部会も含め18名の会員がいらっしや、キッチンカーとして11両ございます。出店イベントの件数につきましては、商工会から部会員への参加依頼したものについて、令和6年度は9回、今年度は現在のところ8回要請しており、この先も、12月13日のサンタランや、翌14日の東海学生駅伝の出店を要請しております。

#### ○2番（野田謙弥君）

中学校との連携事業で、昨年度、河和中学校3年生が修学旅行に合わせ美浜町の特産品を販売し、美浜町をPRする浦安マーケットを実施したという答弁でしたが、この浦安マーケットなるものを詳しく御説明ください。

#### ○産業課長（富谷佳成君）

美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました基本的目標に基づき、中学生が1年生の頃から行われていたふるさと学習において、ふるさとに自信と誇りを持つための授業を通じ、地域の魅力や特色を学び、修学旅行の期間中に千葉県浦安駅において、本町の特産品を現地の方に対面で販売いたしました。お客さんが町の特産品を手にとることで、その声や反応に直接触れること、これにより、中学生が自分のまちの魅力を改めて認識する大変よい機会になったと考えております。

#### ○2番（野田謙弥君）

今年度の事業として、日本福祉大学付属高校と連携し、町の観光PR動画を作成しているとの答弁でした。日本福祉大学付属高校との連携については、昨年5月29日の中日新聞に、生徒たちが町を英語で紹介する観光マップを作ったと大きく取り上げられています。地元高校生とコラボした町の観光PR動画について、概要を御説明ください。

#### ○産業課長（富谷佳成君）

美浜町と日本福祉大学及び付属高校との連携に関する包括協定の中で協力体制にあることから、付属高校の課題解決型学習のための地域課題の提供について依頼があり、本町の発信力不足を補ってもらえるような、大人目線ではなく高校生の目線で考える美浜町を訪れてみたいくなるような観光PR動画を作成してもらい、情報発信ツールとして活用させていただくよう進めております。動画作成に当たり、著作権の保護などネットリテラシーに

留意し、基本的に自分で動画や写真を撮影するよう依頼しており、授業の時間を利用し、町内の観光施設などを町のバスで回り、素材収集をしております。

作成した動画は、3月の成果発表会に示されますので、その後は動画データを頂戴し、SNSやキャラバン等に活用させていただく予定となっております。

## ○2番（野田謙弥君）

観光事業について、町長に伺います。

昨年度7月26日、中日新聞知多版に、「美浜観光を名大生が提言」というタイトルの記事が大きく載っています。「美浜町により多くの観光客を呼び込もうと、名古屋大の学生たちが町の観光資源を授業で調査研究し、誘客策などをまとめた。6月下旬に東山キャンパスであった成果報告会には、八谷町長ら町幹部も出席。学生らは、町には特徴的な観光地が点在するも、交通手段が乏しく、レンタサイクルなどがあると移動しやすいことや、外国人向けの多言語案内が十分でない点などを指摘した。魚さばきや塩作りなど美浜ならではの体験は、外国人学生にも好評だった。町は、今後の観光戦略の参考にしたいとしている。八谷町長も感激した様子で、提言を生かし、いろいろな世代が町に求めていることを考えて魅力を発信していきたいと話した」という記事です。

いま一度、町長の観光事業についてのお考えを伺います。

## ○町長（八谷充則君）

観光に対する思いというか、そうしたことについては、美浜町は観光が非常にポテンシャルのある事業だと思っております。多くの方が美浜町に来ていらっしゃる。これをもっと活用して、町の活性化、外貨獲得、こうしたものにつなげていくことが必要だなというふうにずっと思っております。そのように努めておりますが、今、御指摘というかお話のあった名大生が提言というところは、ちょっと今、シンガポール大学の生徒さんと、そしてアメリカのカリフォルニアの大学の生徒さんが美浜町に何日か来られて名古屋大学の生徒さんと一緒に回って、そしていわゆる外国人さんの目線で美浜町の観光地を回り、問題点あるいは魅力等を御指摘いただいたというものでございます。

私としても、また、新しいというか発見だったなと思うのは、やはり私たちとは若干視点が違うなど。ふだん何げないようなお寺、コケむした階段が非常に魅力的であり、そして、外国のいわゆる案内がないことも指摘されたのですが、逆にいわゆる観光地化していないというか、外国人向けの案内がないというようなこともまた魅力であるというような視点もいただきました。また、やはり交通手段については御指摘のとおりで、もう少しあったらいいねということはおっしゃっておられました。

そうした彼ら、彼女たちが、視点を捉えたちょっとした動画を編集して見せていただいたのですけれども、本当に私自身が、え、こんないいところがあるのかというようなことを発見するようなことがございましたし、そうしたものを、若い方々の力というか、視点というものを今後使っていきたいなということで、先ほどの高校生のビデオであったり、あるいはいわゆるフォトコンテストだったり、そうしたものをやっていきたいなというふうなことをそのとき思ったわけでございます。

そしてまた、インバウンドの関係で申しますと、ハラル関係の表示がないねと、こうした御指摘もございましたので、そうしたことについても、外国人観光客の受入れをどうしたらいいのかということも含めて検討してまいりたい。そうしたことの中で、今回、観光庁の補助金を頂きましてPRビデオを作っておりますが、こちらのほうは、英語表記のほうも進めておりますので、そうしたことを含めて取り組んでまいりたいと思っておりますし、観光というのは、美浜町だけではなくて知多全体として取り組むべきものであるということも考えております。やはり、工業地帯があり、そして美浜町のような自然を満喫するエリアがある、いろいろな魅力がこの知多

半島には詰まっておりますので、単体ではなく、知多半島全体の中でこうしたことも取り組んでいきたいということも首長同士では話をしております。

○2番（野田謙弥君）

知多半島の南に位置し、大企業の立地のない美浜町にとって、観光事業は最重要課題です。町民の全ての世代において、美浜町の行く末を案じ、観光で町に活気を取り戻そうと必死です。町民の観光事業に対する協力意欲は高まっています。町執行部には、どうかそんな町民の思いを酌んで、なお一層の観光事業の存続発展に御尽力いただきたいと思っております。

残り15分になりましたので、ちょっと急ぎます。

次に、大きな2つ目、美浜町の国際交流について質問します。

美浜町の国際交流事業の現状について、本町出身の幕末の国際人、音吉の御縁でシンガポールとの交流事業が始まったとの答弁を受けました。シンガポールといえば、今や国際的にアジアのトップリーダーとして、経済・学力の面で注目されています。知多半島の小さな町である美浜町が、この交流事業を継続するためにより強固な絆を結ぶイベントを考えていますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

イベントの検討についてということですが、本町単独でイベントを実施する予定は今のところございません。

ただ、来年度につきましては、日本とシンガポール共和国の外交関係樹立60周年の年となっております。そのため、周年の関連イベントが予定されているというお話も伺っておりますので、そのようなイベントに出展、もしくは協賛ができないか、関係機関と調整を図っているところでございます。

○2番（野田謙弥君）

シンガポールから国際交流員を招聘し、国際交流と異文化理解の推進を図っているとのことですが、本年度8月に国際交流員の交代があったと新聞に大きく載っていました。5年間にわたるこの事業により、どんな成果が得られましたか。

○地域戦略課長（下村充功君）

国際交流員の活動につきましては、先ほども町長が答弁で申し上げましたとおり、小中学校への訪問、交流イベントの企画とか、あとは通訳で在住外国人への支援と、様々な方面で活躍していただきました。また、交流員が町のタウンマラソンにも自分で参加して盛り上げていただいていたのですが、その際には、町内の小学生や子供が交流員の周りに集まってきて、大変子供にも人気がありました。また、先ほど野田議員からお話もありました名古屋大学の新聞記事の企画ですが、あれも国際交流員が持ってきてくれたものとなっております。また、草の根国際交流事業におきましても、コロナ禍ではオンラインでの交流を続けていただきまして、交流の再開につきましても、国際交流員の御尽力があり再開できたものと思っております。

こういった形で、本当に本町とシンガポールとのかけ橋になっていただいたのではないかと考えております。

○2番（野田謙弥君）

シンガポール派遣後の10月末、町はニーアン中学校生徒24名を受け入れ、野間中、河和中への訪問を通して、国際交流事業をより広がりのあるものへと充実させています。

そこで、この相互訪問による交流を小学校にも広げる考えはありますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

小学校の交流につきましては、昨年度よりシンガポールのベドック・グリーン小学校の受入れを実施しております。こちらは隔年ということで、今年度は交流はございませんでしたが、来年度は受入れを予定しております。

て、また、以前、シンガポールからこちらに訪れた先生が別の小学校に異動されておりまして、そちらの小学校からも交流ができないかということで、新たな小学校との交流も検討しているところでございます。

## ○2番（野田謙弥君）

次に、町は国際交流事業を通して、国際的な視野を持ち美浜を拠点として世界で活躍するような人材を育成するという答弁でした。国際交流事業は、開始してから20年以上経過しています。そろそろ音吉に代わる国際人が登場してもいいのではないのでしょうか。音吉ほどではなくても、関係者の中で、国際的、全国的に活躍している、あるいは活躍しそうな人材を把握しているのでしょうか。

## ○地域戦略課長（下村充功君）

活躍されている人材ということですが、現時点において、国際的に、全国的に活躍している人材の把握はしておりません。

ただ、昨年から、国際交流員がこれまでに草の根国際交流事業に参加した、美浜町とシンガポールの参加された子供たち向けにコミュニティーサイトをSNS上で立ち上げており、交流が図れるようにしたところでございます。その中には、現在大学院に通って勉強されている優秀な子がいたり、また、本町のほうで勤務しておる職員もその中にはおりまして、まだ、この草の根国際交流事業、初めて行った子供、15歳で行けば35歳ぐらいということでまだまだこれから社会で活躍される年齢ということも思っておりますので、今後の活躍を期待しております。そういった人材が出てくるのではと期待しております。

## ○2番（野田謙弥君）

国際交流事業について、最後に町長にお聞きします。

国際交流事業を通して、グローバルな人材を育成し、美浜町の発展につなげていくことは、地域戦略課の大事な役割ではありませんか。町長が目指す国際交流事業の在り方は何でしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

## ○町長（八谷充則君）

非常に大きなことをおっしゃられましたけれども、第1答弁でも申し上げましたけれども、国際的な視野を持ち、美浜を拠点として世界で活躍する人材を育成してまいりたいということが町の考え方でございます。そして、今、先ほどどんな人が活躍しているんだということをおっしゃられましたけれども、私としては、そこまで大それたところではなくて、美浜に住んでいる美浜の子供たちは、シンガポールに行って地元の子供たちと机を並べて勉強ができ、そして仲よくなれる、そうした機会がある、そうした町だということが、まずは一つ、大事ではないかなと思っております。

私の娘も小学校のときにシンガポールから、息子もですけれども、小学生、中学生を受け入れております。こうした経験というのは、やはり普通のところにはなかなかできない本当に貴重な体験で、これはやはりお金があればできるということではなく、相手の受入れ方の協力も必要なことで、まさにこうしたことがこれまでの積み重ねの中で美浜町ではできるんだということがこの美浜の強みであり、そして、先ほど言ったように、既にもう20年たっているわけでございますので、そうした子供たちは、特にシンガポールから来た子供たちは優秀な子でございますので、先日もシンガポール大学の子も参りましたけれども、そうした活躍されている方々と、美浜に住んでそして大きくなった子供たち、今は大人ですけれども、新たにSNS上でつながって、そしてまた新たな関係性が築けていけると。こういう可能性があると思っております、その辺のところを、先ほど課長が言った、いわゆるコミュニティーの中、いわゆるインターネットの中のまずはそこでつながって行って、そして、できれば行く行くは同窓会のような形で行き、それがいわゆる仕事につながる、あるいはビジネスにつながる。そんな

ことになればさらにいいなと思っておりますが、まずは、美浜町はこうした機会が得られる町だということがこの町の魅力であり、そして、そこから育ってくればなおうれしいというふうに考えております。

○2番（野田謙弥君）

世界に羽ばたいていく人材が、すぐに美浜町に貢献するとは思いません。しかし、少子高齢化が進む中、美浜町で生まれ育った人材が国際人として活躍して欲しい。そして、やがては美浜町のよさを国の内外に発信し、結果として美浜町を心のふるさととして大切にしてくれる人材になって欲しい。そんな地道な国際交流事業を今後も継続して欲しいと願っています。

以上で、私の再質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、野田謙弥議員の質問を終わります。野田謙弥議員は自席にお戻りください。

〔2番 野田謙弥君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を10時45分とします。

〔午前10時35分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 大岩靖議員の質問を許可します。大岩靖議員、質問してください。

〔11番 大岩靖君 登席〕

○11番（大岩 靖君）

皆さん、こんにちは。チャレンジみはま所属、大岩靖。

ただいま議長の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

私は、この美浜町小中一貫校の問題につきまして、約1年、この壇上でいろいろ質問させていただきました。なかなか皆さんにいい報告ができぬまま、年数だけたっております。今日はそれも含めまして、今後の美浜町の学校再編計画をはっきりとさせていただきたいと思っておりますので、答弁をよろしくお願ひします。

まず、1番、美浜町小中一貫整備についてを質問いたします。

平成29年に始まった美浜町小中学校再編計画は、長年にわたり、構想、候補地、説明の点で二転三転してきました。現在、遅くとも令和14年開校を目指す小中一貫校の建設候補地が年度内に決まりますが、候補地決定するに当たり、町民、保護者への説明が十分とは言えないと思います。今後、美浜町としてどのように最終判断し、町民の理解と納得を得て進めていくのか、大変危惧するところと考え、以下の質問をいたします。

（1）再編の目的と現状の整理について。

平成29年度策定の小中学校再編のための基本構想以降、これまでの経緯と再編の目的を改めて町民に分かりやすく説明する必要があると考えます。現在の再編計画の位置づけと小中一貫校開校に向けた基本方針を示してください。

（2）建設候補地の再検討経過と現状について。

当初は、日本福祉大学敷地内を想定していたが、費用、敷地条件などの理由で再検討となり、大学敷地内を含む大学周辺、既存の学校施設を検討する中で、敷地面積4万平米、開校年度生徒数900、これは小学校18学級、中学校9学級という規模を前提とした場合、どこの候補地が条件を満たすのか、比較資料を町民に示す考えはあ

りますか。

(3) 町民・保護者など地域住民への説明責任について。

候補地が事実上、1案に絞られる状況では、結論ありきの印象を持たれかねません。候補地比較、通学距離、交通安全、地域への影響、旧校舎跡地利用などを含め、地域ごとに意見聴取、PTA、区長会などを通じ、住民合意形成をどのように進めていくのか、お答えください。

(4) 今後のスケジュールと町民説明会の開催について。

令和7年度中に候補地を最終決定し、遅くとも令和14年開校を目指す場合、住民説明会の開催時期が極めて重要となります。候補地決定から設計、建設、開校までの工期表を町民に明示する必要があると思います。説明会の開催時期、方法を具体的に示してください。

(5) 町民理解を得るための今後の取組について。

小中一貫校は町の将来教育の柱であり、地域の協力なくしては実現できないと思います。町として、町民と共に進める再編とするために、今後どのような情報発信、意見交換の仕組みを設けるかをお答えください。

以上で、壇上からの質問を終了いたします。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（野田増男君）

答弁を求めます。教育部長。

#### ○教育部長（谷川雅啓君）

初めに、美浜町小中一貫校整備についての御質問の1点目、再編の目的と現状の整理についてでございますが、モニターを御覧ください。

これまで進めてまいりました学校再編の検討経過を時系列でまとめたものでございます。平成29年度の基本構想の策定に始まり、今年度、業者に業務を委託いたしました小中一貫校建設候補地調査業務までの経過になります。平成29年度に策定いたしました小中学校再編のための基本構想でお示ししており、子供たちにとってよりよい教育環境を目指すことを目的に進めてまいりました。

基本構想の中で、一定規模の集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばすこと、また、クラス替えが可能な学校規模を確保すること、さらには地域とともにある学校づくりを学校再編の基本コンセプトとしてお示ししております。

また、本町の学校再編の基本的な考え方といたしまして、これまでも申し上げておりますように、児童生徒数の減少に伴う小中学校の単なる統合ではなく、全ての児童生徒が通学する魅力ある小中一貫校を設置し、本町の特色を生かした新たな学校教育の創造を目指すものでございます。

次に、御質問の2点目、建設候補地の再検討経過と現状についてでございますが、建設候補地について比較検討した結果、河和中学校の既存の校舎、体育館、武道場を活用して、敷地内に小学校を新たに建設する方向で進めてまいりたいと考えております。

比較資料等につきましては、今後、保護者をはじめ町民の皆さんへお示しし、説明していく予定でございます。

次に、御質問の3点目、町民・保護者など地域住民への説明責任についてと、御質問の4点目、今後のスケジュールと町民説明会の開催については、関連がございますので併せてお答えいたします。

まず、保護者への説明につきましては、多くの保護者の皆さんが集まりやすい機会、例えば授業公開日や保育参観日など、各小学校や各保育所へ直接出向き、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

また、町民の皆様には、学校再編に係る住民説明会を開催し、開校に向けての今後のスケジュールなどを含め説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、町民理解を得るための今後の取組についてでございますが、議員御指摘のように、小中一貫校は今後の教育行政とまちづくりの大きな柱であり、地域の協力なくして実現できるものではないと考えております。正確で適切な情報発信と意見交換の場を今後もつくってまいりたいと考えております。

具体的には、現在、区長さんや保護者代表などで構成しております学校再編検討委員会をさらに拡大させ、教育カリキュラム編成、通学方法、制服、校名、校歌の設定などを検討する各種準備組織の創設、新たな学校づくりのためのワークショップの実施など、町民と共に進める学校再編、地域と共にある学校づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○11番（大岩 靖君）

それでは、再質問を随時させていただきます。

まず最初に、再編の目的と現状の整理についてお聞きした今の答弁なのですが、再編の目的は分かりましたけれども、現状の整理についてが全く示されておりません。

申し訳ないですけれども、先ほどモニターに映した画面、そのままモニターに映していただけますか。

本町の特色を生かした新たな学校教育の創造と言われていましたが、そもそも大学との連携が特色のある教育だと説明してきたはずですが、今まで。方針変更でその基本理念が変わったのですか。美浜町として特色のある教育を、改めてもう一度明確に説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

特色ある美浜の教育ということでございます。

これは、令和6年3月に策定いたしました小中一貫校整備基本構想、この中で特色ある美浜の教育の推進について示させていただいておりますので、こちらを申し上げたいと思っています。

大きく3点、こちらでは示させていただいております。まず1点目、ふるさと学習の推進でございます。それから2点目が、日本福祉大学との連携、そして3点目が、小中一貫校のよさを生かす教育の推進、この3点について明記させていただいております。

大学と連携した9年間の切れ目のない教育を推進していくという基本的な考え方に変わりはありません。

○11番（大岩 靖君）

今、大学との連携は基本的には変わらないと言いましたね。必ず実行していただきたいと思います。

次のことを聞かせていただきます。

当初、大学の敷地内を第1候補地として説明してきた以上、町はその実現の可能性を十分に検証したと思いますが、今回、財政規模で困難という理由で示され、詳細な試算根拠が示されておりません。試算方法、前提条件、ほかの候補地との比較根拠を説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

昨年度、美浜町が日本福祉大学の中で設置ができないかということで検討してまいりましたが、なかなか主に事業費の関係で設置が困難だと判断をして、今年度、新たに建設候補地を調査するため、美浜町小中一貫校の建設候補地の調査について、今年度しっかりと調査を進めております。

この概要について、まず改めて御説明したいと思います。

日本福祉大学美浜キャンパスの敷地内を含む町内の実施可能な候補地について調査を行ってまいりました。具体的には、日本福祉大学の美浜キャンパス敷地内、それから大学の隣接地、それから町内の小中学校でございます。

ので、既存の小中学校、この大きく3つのエリアについて、概算事業費の検討、それからいつ開校できるのかということも大事なことでございますので、事業スケジュールの検討。それから、そこでしっかりと校舎を造って、体育館を造って、グラウンドが整備できるのかということの配置案の検討。それから、様々な法規制の条件の整理、あとせつかく用地が確保できても、そこまでどういった通学方法をするのかということの、通学は非常に大きい課題でございますので、通学手段の検討。それらをそれぞれ項目別に比較検討して、学校施設の建設の実効性について確認を行ったものでございます。

比較資料等につきましては、先ほど教育部長が申し上げたとおり、今後、保護者をはじめ町民の皆様へしっかりとお示しをし、説明をしていく予定をしております。

○11番（大岩 靖君）

それでは、具体的な数字の試算はどのぐらい概算で出ているんですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

様々な数字があるかと思います。例えば概算の事業費ですとか、バスの台数ですとか、いろいろな用地を取得するのであれば、その費用ということでございます。そういった資料についてしっかりと、この年内に、民間の専門業者に委託している内容がしっかりと報告書としてまとまってまいりますので、それをしっかりと整理をして、今後示していきたいと考えております。

○11番（大岩 靖君）

今、民間に委託してある試算の期日は、たしか12月23日でしたよね。それがもし決定したら、いつ、それを町民に対して示すんですか。その日にちを教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど部長が答弁をさせていただきました。それぞれやはり住民の皆さんにも説明する必要がありますし、保護者の皆様に説明する必要があるかと思います。まずは年内に、今、大岩議員おっしゃっていただきました、この年末に専門業者の契約が終了いたしますので、そのときまでにしっかりと報告書を受け取って、数字等整理をして、年明け1月中下旬に、まず、各小学校と各保育所、これは私たちがやはりいろいろな説明会をしても、なかなか保護者の方が集まれる時間帯に設定できない場合もありますので、各小学校や保育所の授業参観、それから保育園の公開日などに、町長それから教育長が向向きまして、今、各小学校と保育園で日程調整、もう間もなく決まりますが、そういったよく保護者の方が集まる機会に向向いて説明をする、これが1月中下旬でございます。

それから、その後、2月中下旬、今、日程を調整をしておりますが、そちらで住民説明会を行っていく予定をしております。

○11番（大岩 靖君）

今、1月中下旬、それから2月中下旬に町民に対して説明すると。それまでに必ずお願いいたします。

先ほども、モニターにも映していただいておりますけれども、美浜町小中再編計画から既にもう9年になろうとしていますが、これほど遅れた理由を時系列で説明してください。

○教育部長（谷川雅啓君）

モニターを御覧ください。

初めに、平成29年度に策定いたしました小中学校再編のための基本構想では、学校再編の必要性和基本コンセプトを示しております。子供たちにとってよりよい教育環境を整備するため、一定規模の集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばすこと、クラス替えが可能な規模を確保するなど、基本的

な考えを示しております。

平成30年度策定いたしました学校施設等個別計画では、学校施設の老朽化が進む中、長寿命化計画を策定いたしました。従来型事後保全型の修繕や改修を今後も続けた場合、全ての小中学校を今後も維持すると、40年間で215億円が必要であると試算をされております。

令和元年度策定の学校再編実施計画においては、令和4年度の河和南部小学校の再編と、令和10年度に小中一貫校を目指すことを実施計画の中で策定しております。

令和4年4月には、河和南部小学校と河和小学校の統合が行われました。この間、2年を費やしておりますが、これはスムーズな統合に向けての事前の交流活動の実施、通学方法の検討など、本町にとって初めての学校再編に、教員、保護者を交えて時間をかけて慎重に行ったためでございます。また、今後の学校再編のための住民参加型の夢づくりワークショップを、この年、計4回実施いたしました。

令和5年6月に実施いたしました学校再編住民説明会では、令和10年度に美浜の特色を生かした小中一貫校の開校を目指すことを説明しておりますが、この段階では場所は調査中としております。

検討を重ね、令和5年11月、12月に行いました学校再編住民説明会では、日本福祉大学美浜キャンパス内に小中一貫校の設置を目指すことを説明しております。

年をまたぎ、住民参加型の学校づくりワークショップを4回実施し、小中一貫校整備基本構想を策定いたしました。特色ある美浜の教育を推進するため、令和10年度に日本福祉大学美浜キャンパス内に小中一貫校を目指すこととしております。

令和6年度に日本福祉大学美浜キャンパス内に建設対象地として小中一貫校基本計画を検討してまいりましたが、策定の過程で概算事業費や整備に係る法的問題を事前にしっかり調査する必要があると判断したこと、また、建設業における働き方改革による工事期間の延長が避けられないことで、開校時期を令和10年度から12年度に延長することとし、8月の町政報告会で説明いたしました。

その後、年度内に主に事業費の関係で困難と判断し、具体的な建設地の設定に至らず、そして今年度、改めて小中一貫校建設候補地調査を進めてまいりました。

その時々で課題検討、段階に応じた協議、計画策定、調査などを行ってきた結果でありますので、よろしくお願いたします。

#### ○11番（大岩 靖君）

今モニターに、皆さん、御覧いただいておりますけれども、もう既にこれだけの年数がたっております。我々議員も、この美浜町の教育に対して、大学の敷地内で新たな教育の創造ということで、皆さん、納得できない部分もありますが、町の教育の方針として、議会も一緒になってやっていこうと。モニターのように、南部小学校の方たちは、長い学校の歴史を、これから新しい学校教育に希望を持って、今、河和小学校に来ていただいております。

最初に、もう一度聞きたいんですけども、大学の敷地内を第1候補として進めてきた最大の理由というのは、大学との教育連携による特色教育の創出であったはずなのですが、今回の候補地の変更で、この連携方針にどのような影響が出るか、お答えください。

#### ○学校教育課長（近藤淳広君）

大学との連携は、繰り返しになりますが、本町の教育の大きい柱になっていると思っております。

これにつきましては、現在も2つの中学校と5つの小学校で、大学の皆さん、学生さんも教授の皆さんも含めた交流を実施しております。例えば、放課後のトワイライトスクールですとか、大学の施設を利用した活動の一

つとして大学の敷地内にあります屋内温水プールの活用、こちらについても小学生が活用をさせていただいております。これらには、ただ施設を活用するだけではなくて、そこには将来、学校の教員になりたい学生さん、また、スポーツインストラクターになりたい学生さんが直接児童の指導をすることによって、学生さんたちも非常に有意義な時間であるということを大学の皆さんと話をさせていただいております。

これらの大学等の教育活動につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、現在も行っておりますし、また、大学の敷地内ということが建設候補地の一つになる前から、小中一貫校の計画を私たちが示した段階で、大学、付属高校との連携が美浜の特色ある教育活動の推進につながるものであることを私たちは繰り返し申し上げております。

大学の敷地内に立地できるかそうでないかは、大学生の移動、それから児童生徒の交流の面で確かに影響が出てきますが、大学との連携の方針に変更はありませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○11番（大岩 靖君）

いま一度聞きます。大学との連携は変更ないんですね、今後も。いいですね、それで。

それでは、建設候補地の再検討の経過と現状について、ちょっと質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、河和中学校の既存の校舎、体育館、武道場を利用し、敷地内に小学校を新たに建設すると答弁していましたが、現行の使用状況、例えば普通教室の数、特別教室の数、部活利用、共有スペース等は、小中一貫校として必要な機能を満たしているのか、お聞きします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

既存の校舎の利用、河和中学校の既存校舎の利用のことだと思います。既存校舎の理由、ある程度、使えるところはしっかりと使っていくということを基に考えていく中で、新たに建設する小学校部分の校舎と合わせて、全体で小中一貫校となる計画でございますので、今後の新たな学校の基本設計の中で全体の利用の検討を進めていくということになりますので、よろしくお願ひします。

○11番（大岩 靖君）

何度も聞きますけれども、河和中学校、例えば今候補地として挙がっているわけですが、先ほど私、質問の中で、4万平米必要な敷地面積で、候補地の中から河和中学校と答弁をしていただいたと思います。

4万平米という少し余裕を持った敷地面積だと思うのですが、その中の小中学校の一貫をやるわけですが、先ほども何度も言いますが、大学との連携というのを、今後、今の河和中学校になった場合でも、今現実やっている連携と同じようなことをやっていく予定なのか、それだけちょっとお聞きします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

これ、私も繰り返しになりますが、現在も2つの中学校と5つの小学校で交流をしております。現在もやっておりますので、さらにそれを発展させていきたいと考えております。

○11番（大岩 靖君）

それについて、例えば地域住民への説明責任と、また、今後のスケジュールの住民説明の開催について、もう一度お答えください。ちょっと待ってくださいね。住民説明会を開催すると言っていましたけれども、開催するのが必要ではなく、説明会で、町がどこまで具体的な情報を示すかが重要だと思います。説明会で、どの資料、比較表、費用起算、候補地検討経過、教育効果などを住民に示す予定はありますか、お聞きします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

どこの場所にするのか、そして、それがいつできるのかということのを丁寧に説明するために、細かい資料が必要だとは考えております。昨年までが多額の造成を含めた事業費がかかるので困難だという判断をしております。

ので、まずはしっかりと概算の事業費が幾らかかるかということ。そして、開校がいつになるか。事業スケジュール、こういったスケジュールで設計をやって、こういったスケジュールで工事をやっていくのかという事業スケジュール。それから交通手段、その場所がどうかという安全性、それから経済性、利便性など、各候補地ごとの比較表をお示しし、具体的で分かりやすい資料を整えて準備してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○11番（大岩 靖君）

今概算の事業費等と言いますが、では概算事業費、いつまでに出す予定ですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

概算事業費はある程度出ておりますので、今、私たちはお答えさせていただいております。

○11番（大岩 靖君）

概算事業費、出ているんですか、河和中学校の。

○学校教育課長（近藤淳広君）

私たちは比較検討する資料をやっておりまして、概算事業費もバスの台数も調べておりますので、そういったものは概算で出ております。

○11番（大岩 靖君）

それをいつ町民に説明するんですか。いつ数字として出すんですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

保護者説明と住民説明会の具体的な日程については、先ほど申し上げたとおりでございます。

○11番（大岩 靖君）

それでは、議員に対して、いつ説明するんですか、それ。

○教育部長（谷川雅啓君）

議員についての説明、計画の中身につきましては、今月の行政報告会で説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○町長（八谷充則君）

ごめんなさいね、概算の事業費、いわゆる幾つか4-1、2までであったものは、先回の行政報告会で議員の皆様にお示ししておりますので、当然、大岩議員も概算事業費は御覧になっているはずでございます。

○11番（大岩 靖君）

それは、あくまでも候補地の参考値の中の概算の事業費であって、今の中学校で一択になった場合のもっと詳細の概算というのは出ないんですか。

○町長（八谷充則君）

出しましたよ。4案というか、大学の入り口のところで、それから既存の施設を使ったものと、周辺部分と、野間中学校、河和中学校、そして、さらには河和中学校の中で小学校だけを造った場合のものについてもお示しをしておりますので、御確認ください。

ただ、それぞれの中身の概算事業費として、例えば39億円とか、100億円とか出ていたと思うのですが、その中の何の部分が、例えば校舎の建築が幾らだとか、造成が幾らだとか、そういったものはまだお示しをしておりますが、概算と言われると、事業費は幾らですと、それから通学に係るスクールバスの運営は幾らですと、そうした、あと土地の取得費、それについて幾らですというものはお示しをしておりますので、それをもって概算と考えれば、既にお示しをしております。

○11番（大岩 靖君）

分かりました。

町長にもう一度聞きます。これ、河和中学校になった場合も、小中一貫校は間違いなく小中一貫校として建設する予定ですか。

○町長（八谷充則君）

今回、皆様方に、まず議員の皆様にご説明したときにも申しましたけれども、事業費の関係から小中、全てを一度に建て直すということは困難であると判断いたしまして、段階的整備として河和中学校の敷地内に小学校を造っていくと、そして小学校用の小体育館を造っていくということでございますので、この案がお認めいただけるということであれば、いつの時期ということは明示はできませんが、当然、中学校も新たにまた造っていくと。将来的にはそれが造ってもいいような形の将来を見据えた設計というものを、基本設計の中で行っていくという方針でございます。

○11番（大岩 靖君）

我々議員になって2期目、3期目の人間というのは、議員は、少なくとも今まで小中一貫校、この学校再編に関して、他地域の小中一貫校を見てきました。本当に4か所、5か所見てきました。今回、我々議員は、大学の敷地内ということで、まず調査費も含めて賛成したわけです。今の答弁を聞いていると、河和中学校が敷地面積からして妥当だと。根本的にすごく心配なのが、先ほど答弁していただきましたけれども、現状の大学との連携は確かにやっているところはあると思います。でも、今後の大学も含めた特色ある学校教育というのが、いまいち、私自身には理解し難いものが多くあります。

美浜町の今の子供たちの今後の教育を考えると、特色ある学校というすごく魅力ある施策の下、我々も美浜町にはこういう教育がやれるんだなという。単純に言いますと、今の答弁も含めまして、今の美浜町の小中一貫校再編計画に対しましては、私自身は根本的に変わってきちゃっていると。今後、美浜町の小中一貫校の計画に対して、今の子供たち、その親御さんも含めて、こういう新しい教育という思いがある方たちに対してどういうふうに説明したらいいのか、正直分からないところです。

せっかく美浜町、大学があって、今の連携も取れている現状において、今後、生徒数、全国的に子供も減ってきています。特色ある教育を美浜町でやれるという思いは、やっぱり今まで見てきた小中一貫校を含めて、こういう学校ならと、我々も今の費用も含めて賛成してきたわけですので、ぜひとも今の敷地面積で単なる統廃合じゃなく、もう一度やっぱりよく考えて、今の大学敷地内も含めた、ただの概算の費用だけじゃなく、もっと将来的に向けた教育の在り方を少し考えていただきたいと思いますが。

この理解を得るために住民に対する説明なのですが、先ほどの答弁でも言っていましたけれども、過去の経緯について二転三転してきた事実も含めて住民に説明する場合に、河和中学校の案になった判断の変更をどういうふうに伝えるつもりですか。それをちょっとお答えください。

○町長（八谷充則君）

まず、魅力ある学校教育、そして大学との連携した学校教育について、大学の敷地内でなければできないことはないということは課長が答弁しておりますが、大岩議員に言わせると、それではないと。大学の敷地内だから賛成してきたんだと取られますが、当然そのように思っておられる住民の方も多いと思います。今までの説明で私もしてきましたが、大学の敷地内がベストであるということで、それを目指してまいりました。ただ今回、事業費を積み上げていく中で、それをすると財政的に破綻するおそれがあるということで、今回断念をしたということは、さきの行政報告会で皆さんに御説明したとおりでございます。

そうした中で、ではこれまで目指してきた小中一貫校、これをどうやったら実現できるのかということ、主に費用面の部分から考えたときに、今考えられる策としては、河和中学校の中で既存の学校を使って、小学校からまず段階的に整備していく方法しかないと判断して、今回このように町執行部としては考えているわけでございます。

ただ、当然、議員言われるように、私たちは大学の敷地内だから賛成したんだという方も、議員だけではなく保護者、住民の方にもいっちゃると思います。したがって、私たちは当然、後ほど茶谷議員の質問にもございましたけれども、住民の皆様、保護者の皆様にしっかりと説明して、そのことについて御理解をいただく必要がありますし、それに対するお答えというか、それをどう考えているのかということについても確認をしていく必要があると思っております。

今のスケジュールでいきますと、来年度の当初予算に基本設計に係る予算を計上するつもりでございますが、皆様方にはそれを議決という形で認めるかどうかという非常に重い判断をしていただくこととなります。その場合に、やはりこれまで進めてきた大学敷地内のものから大きく、言われるとおりの変わる形になるものですから、改めて皆様方にそのことについては問う必要があると思っておりますし、議員の皆様方もそれが自分たちのそれぞれの議決をしていく中で、判断する中で必要な材料になる、そのためのものになると思っておりますので、そうしたことについては、やはり私は必要かなと思っております。

したがって、魅力ある教育とか、大学との連携ということについては、もちろどこでやろうと進めてまいることではございますけれども、場所等につきまして、あるいはその整備の方針について、これまでの方針と大きく変わっているところは認めませんので、そのことについてはしっかりと御説明をし、そしてまた、皆様の声を聞きながら、議員の皆様と一緒に判断をしてまいりたいと考えております。

○11番（大岩 靖君）

今、町長も答えていただきましたけれども、我々、当然、議決という最大の武器を持っております。ただし、議決には物すごく重い責任もついてまいります。先ほども私、個人のことを言って申し訳ないんですが、私としては、東の河和中学校の1か所に集めるとなった場合、それはちょっと違うんじゃないかというのは今でも正直あります。ただ、今言われるように、それが納得できるような、きちっとした方向づけを町として示していただきたい。

それともう一つ、たとえそうなった場合の、逆に西の地域、既存の学校、小学校を含めて3校がこちらに来るとなった場合に、その跡地のこともしっかりと住民に説明できるようなことを、それも早急に着手していただきたい。

以上をもって、私の一般質問を閉じさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大岩靖議員の質問を終わります。大岩靖議員は自席にお戻りください。

〔11番 大岩靖君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を午後1時とします。

〔午前11時27分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 大寄暁美議員の質問を許可します。大寄暁美議員、質問してください。

〔6番 大寄暁美君 登席〕

○6番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。6番、美浜みらい所属、大寄暁美です。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、質問させていただきます。

今回は大きく2つの質問をいたします。

1つは、小中一貫校についてです。

1、小中一貫校について。

小中一貫校の建設については、令和2年3月策定された美浜町小中学校再編実施計画においては、小中一貫校の統合を学校再編の方針としました。そのとき計画された開校年度は令和10年でした。あれから5年がたち、現在はいまだに小中一貫校建設の予定がはっきりしていません。保護者の方から、今まで何年も試行錯誤をしてきた時間は何だったんだとお手紙を頂き、議員としてどう判断してきたか、そのとき町からどのように説明されてきたかをいま一度振り返りたいと思い、質問いたします。

（1）進捗状況は。

現在、建設候補地の選定をされているとのことですが、その進捗についてお答えください。

（2）開校年度が遅れている理由は。

令和10年度開校予定が、令和6年8月に令和12年度に延期され、今年2月の町政報告会では、建設地を再選定するため、開校年度は未定と報告がありました。小中一貫校の建設が遅れている理由は何でしょうか。

（3）特色ある美浜の教育とは。

令和6年3月に策定された美浜町小中一貫校整備基本構想において、特色ある美浜の教育の推進を新しい学校の理念としています。その内容について説明してください。

2つ目は、ふるさと納税についてです。

2、ふるさと納税について。

今年度のふるさと納税の進捗状況についてお聞きします。当初予算の歳入で1億5,000万円を見込んでいますが、現在のふるさと納税運営事業の内容と寄附金額の状況はどうでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、大寄暁美議員の御質問にお答えいたします。

私からはふるさと納税についての質問にお答えをし、小中一貫校については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願ひします。

初めに、ふるさと納税についてでございますが、令和7年4月時点において、楽天株式会社が運営する楽天ふるさと納税サイトをはじめ12サイトに掲載し、33社の事業者の方から246品目の返礼品を出品しております。また、今年度から専任職員1名を配置し、ポータルサイトの充実や、事業者、返礼品数の増加に努めております。

令和7年6月からはLINEで手続可能なサイトを、7月からは店頭で購入した商品代や飲食代、施設の利用

料をふるさと納税の返礼品として決済することができる現地型ふるさと納税ポータルサイトも導入し、14サイトで運営しております。

さらに、令和7年11月時点において、事業者におきましては33社から61社に、返礼品数は246品目から446品目に拡充し、昨年開設したインスタグラムのふるさと納税サイトでの返礼品の情報発信やイベントへの出展を通じて、本町のふるさと納税の魅力発信を図っているところでございます。

11月末時点の寄附金額は6,900万円で、前年度の同時期と比較し、2,700万円の増となっておりますので、よろしく願いいたします。

私からの答弁は以上でございます。

〔降壇〕

### ○教育部長（谷川雅啓君）

次に、小中一貫校についての御質問の1点目、進捗状況はについてでございますが、小中一貫校の建設候補地を選定するため、今年度、日本福祉大学美浜キャンパス敷地内、大学隣接地及び既存の学校用地の3つのエリアの中で、より具体的な5か所について、建設候補地として現状把握及び課題等の整理、概算事業費、事業スケジュールなど比較検討を行ってまいりました。

検討結果につきましては、先日開催いたしました総合教育会議及び学校再編検討委員会において、内容の説明をさせていただき、町としての方向性が定まりましたので申し上げます。

建設候補地について、概算事業費、事業スケジュールなど15項目について比較検討した結果、河和中学校の敷地内に既存の中学校校舎、体育館、武道場など、学校施設を活用して新たな小学校を建設するという方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、開校年度が遅れている理由はについてでございますが、社会情勢の変化、大学敷地内での建設可能性調査など、小中一貫校の建設場所の選定に時間をかけて協議を進めてきたこと及び働き方改革による工事期間の延長が要因であります。

次に、御質問の3点目、特色ある美浜の教育とはについてでございますが、令和6年3月に策定いたしました美浜町小中一貫校整備基本構想の中で、特色ある美浜の教育の推進について、大きく3点示しておりますので、申し上げます。

1点目は、地域人材を活用し、ふるさと美浜のよさを知り、ふるさと美浜に誇りと愛着を持つ児童生徒を育てるふるさと学習（9年間の系統的な教育課程）の推進でございます。美浜のよさを知る学習・体験する学習、美浜のよさを発信する学習、将来の美浜を考える学習でございます。

2点目は、知的財産である日本福祉大学との連携を図り、質の高い教育を提供することでございます。また、教員を目指す学生が児童生徒と関わる場面を設定し、教員だけではなく、多くの大人で児童生徒の活動を支援できるようにします。具体的には、大学の教授等を講師とした研修会の実施や、大学生による学習支援や部活動支援なども想定しております。

3点目は、小学校1年生から中学校3年生が同じ空間で学校生活を送る施設一体型の小中一貫校のよさを生かす教育を推進することでございます。発達段階に応じた継続的、系統的な学習指導や生徒指導の推進、9年間を見通した系統的な教育カリキュラムで課題解決能力の育成、小学校高学年に教科担任制の導入、中学生が小学校の教員に相談できる体制にするなど、9年間切れ目のない生徒指導、生徒支援の推進を行ってまいります。

さらには、縦割り活動と異学年交流の推進、縦割り班での清掃活動や様々な活動での異学年交流の機会が期待できるということを基本構想の中でお示ししておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○6番（大寄暁美君）

それでは、小中一貫校についてから再質問いたします。

建設予定地の選定に15項目について比較検討したということですが、その項目を教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

15項目について比較検討した内容について、その15項目について申し上げます。

まず、土地利用の状況、それから候補地の面積、造成の要否、既存施設の活用等の検討、法的規制、通学手段、それから道路・河川・交通インフラ、生活インフラの状況、自然災害に対する安全性、候補地周辺の開発の可能性、周辺環境、候補地の安全性・経済性、そして事業スケジュール、開校時期、利便性、最後に総合評価の15項目であります。

○6番（大寄暁美君）

では、その項目の幾つかについて聞きたいと思います。

自然災害に対する安全性とのことですが、河和中学校は津波が心配されますが、その辺はどのように考えておりますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

津波の心配の点でございます。想定される最大で校庭の隅、グラウンドの北側一部が30センチの予測が出ています。現在の校舎部分は洪水・浸水予測に含まれておりません。また、津波到達時間までに校舎へ避難し、上の階に垂直避難もできるものと考えております。

○6番（大寄暁美君）

では次は、通学手段ですが、河和中学校の生徒は現在も自転車、徒歩で通学していると思いますが、東側の一部の小学生と西側に住む子供たちがバス通学になると思います。想定されるバスの台数は。

○学校教育課長（近藤淳広君）

想定されるバスの台数でございます。これまでも交通手段の検討の中であらゆる交通手段、現在行っている徒歩、自転車、一部、河和小学校についてはスクールバスも行っております。その中で、今回、仮に令和13年度、今のゼロ歳児から含めると令和13年度までは出生数の予測ができますので、令和13年度の児童生徒数で計算しました内容について申し上げたいと思っています。

令和13年度の児童生徒数が、現在の住民の異動がなく出生数で数えますと、915人が児童生徒でございます、その中で河和中学校を想定した場合、17台のマイクロバスが必要だと試算されております。

○6番（大寄暁美君）

では、そのときのスクールバスの購入費用とスクールバスの運営経費というのは出されていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールバスにつきましては、現在も河和小学校、河和南部地区の児童がマイクロバス2台通っています。そのときのスクールバスの購入費、現在29人乗りのバスを2台運行しているんですが、物価上昇110%を見込みまして、大体870万円程度と想定をしております。

また、運営経費につきましても、これまでもスクールバスが稼働しておりますので、それを換算した、また物価上昇を見込んだ運営経費についても計算をしております。

○6番（大寄暁美君）

それでは、経済性に続いて、答弁の中で既存の中学校の校舎、体育館、武道場などの学校施設を活用して新たな小学校を建設するとのことですが、小学校の校舎のみということでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

建設は、中学校の校舎、体育館、武道場を使いまして、新しく建設するのは小学校の校舎、それから小学校の体育館、現在中学校の体育館はあるんですが、小体育館も建設する予定になっています。

○6番（大嵯暁美君）

では、その場合の概算はお幾らでしょうか。建設費用です。

○教育部長（谷川雅啓君）

その場合の施設整備に係る費用といたしましては、約39億8,000万円と試算されております。

○6番（大嵯暁美君）

それでは、開校年度を伺います。

○教育部長（谷川雅啓君）

今回の調査業務で、先ほど申しました中学校の施設を活用した整備の開校年度ですが、令和13年度の開校を検討することが可能という報告を受けております。

○6番（大嵯暁美君）

それでは、学校に付随する幾つかの施設について質問いたします。

まずは、プールは、現在の古いプールを利用するということでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まだ仮の想定なのですけれども、私たちは今回の調査で配置案の検討をしております。限られた河和中学校の敷地の中にどのように校舎を配置して、また、既存の中学校を生かして小学校と接続をする、小学校を建設するわけでございますので、まだどういう配置案にするか決定しているわけではございませんが、今回の候補地の調査の中で配置案の検討というのも、ケーススタディーという形で業者が提示をさせていただいております。

その想定の中では、今のところ、現在の河和中学校のプールは、こちらは廃止にする予定をしております。

○6番（大嵯暁美君）

それでは、ほかの施設ということで、当初、自校式と言っていた給食センターはどうなりますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

給食センターにつきましては、これまでも新しい学校に調理場を設けまして自校方式での配膳が一番いいと考えておりました。そこにはやはり費用がかかりますので、現在、私たちが再構築しているこの用地、建設の候補地の検討の中では、給食センターはしばらくの間、継続をしていくことが経済的にも運用が一番望ましいのではないかと考えております。

○6番（大嵯暁美君）

あとは今、奥田小学校と河和小学校にあります放課後児童クラブというのは、その中に入りますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

建物の中にどういった諸室が入るかという検討もこれまでもしてございまして、やはり新しい学校には放課後児童クラブが必要ではないかということで、建設用地に含まれております。

○6番（大嵯暁美君）

次は、建設地が決まるまでの経緯についてお聞きしたいと思います。

河和中学校と今回決定されましたが、令和5年11月、12月の学校再編住民説明会において、河和中学校周辺を

含む4つのエリアを土地利用規制法と教育環境、財政面で比較し、最終的に日本福祉大学の敷地内で建設を進めていくと住民の前で説明されました。どうしてそのような結果となり、誰が比較されたのか、お聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今の御質問ですと、令和5年11月の説明会、当時の比較検討を誰がしたかという御質問だったと思います。

当時は、まだまだ外部委託をしておりませんで、内部組織、私たち教育委員会だけではなくて、役場内の財政、建設、土地利用の関係の副町長をはじめとする横断的な組織をつくりました。学校再編の推進委員会という組織がございますので、そちらのほうで比較検討をしておりました。

○6番（大嵯暁美君）

あのとき河和中学校の周辺という形で候補地として比較していましたが、河和中学校の敷地は、なぜ候補に挙がらなかったのですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

河和中学校周辺とあったと思うのですが、それは河和中学校敷地を含む周辺でございまして、その当時から河和中学校の敷地も比較の対象ではありました。

○6番（大嵯暁美君）

そのときの結果で、河和中学校周辺は土砂災害警戒区域であるという説明がありましたが、その点は、今回、河和中学校敷地内となりましたが、どうでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

当時想定していたエリア、河和中学校周辺を、河和中学校敷地を含む河和中学校周辺のエリアにつきましては、現在の河和中学校に隣接する西側の山林の傾斜地がございまして、そちらの傾斜地の一部が土砂災害警戒区域に含まれていたため、当時そういう判断をしましたが、現在の河和中学校の敷地の中は含まれておりません。

○6番（大嵯暁美君）

それでは、令和6年2月の大学との覚書の際、大学から提案のあった場所は、バス運行可能な道ではないことや造成が必要になることというのは指摘されていましたが、検討に1年かけてしまいました。このことが小中一貫校の建設が遅れた大きな理由ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

大学の敷地内での検討について、少し時間をかけ過ぎではないかということだと思います。

大学敷地内での小中一貫校の設置について、私たち、子供たちにとってよりよい教育環境の整備というのを、何とか工夫をして、また、大学の地形を生かした整備も検討、それからどうしたら実現できるかどうかということも、大学の関係者を含めまして、ハード面、ソフト面で検討協議を重ねておりました。一定の時間をかける必要があったと考えております。

○6番（大嵯暁美君）

その覚書で借用できる場所が提案された時点で、専門家の意見を聞く等のことはしなかったのでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

専門家、現在は専門の業者と委託契約してやっておりますが、これまでも私たちは、県内外の小中一貫校の建設や学校再編に関わっておられる大学の先生、そういった建設に関わっておられる学校の先生、いわゆる専門家の意見を取り入れて進めてきております。

○6番（大嵯暁美君）

1年後の基本計画において、覚書の場所では費用面で不可能という結果になりましたが、経済性、建築の費用

面については専門家の方に検討していただかなかったのかなと思いますが、どうでしょう。

○学校教育課長（近藤淳広君）

専門家の方にいろいろ意見を聞くのですが、ある程度の費用をかけて調査しなければならないものもありますので、御承知いただきたいと思っています。

○6番（大嵯暁美君）

それでは次の質問で、大学敷地内の北側エリア、人工芝グラウンドについては、基本計画策定の際にも、そして今年度の建設地選定のときにも、候補として挙がりました。可能性があったからこそ候補地に挙げたのかと思いますが、駄目だった理由をお聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

大学の敷地内が駄目だった理由ということだと思います。

大学連携が本町の特色ある教育の一つであることは、これまでも申し上げさせていただいております。敷地内に小中一貫校が建設できれば、より幅広い教育連携が可能であるということで検討をしてみました。

今回の、今年度の候補地調査において比較検討した結果、主に経済性、事業スケジュールの関係により今回の判断に至っておりますので、よろしく願います。

○6番（大嵯暁美君）

それでは、小中一貫校の特色ある教育についてに移ります。

答弁にありました1点目のふるさと学習については、前回、私が一般質問でしましたコミュニティ・スクールを導入することにより、地域の多くの方々にも関わっていただき、ふるさと教育や地域交流の場を積極的に実施することが可能だと考えますので、2点目にあります日本福祉大学との連携を図り、質の高い教育を提供することについてに対して質問します。

答弁では、教員を目指す大学生が児童生徒と関わる場面を設定し、教員だけでなく、多くの大人で児童生徒の活動を支援できるようにするとのことでしたが、小中一貫校の建設が河和中学校の敷地内となると、学生の行き来は容易でないと感じますが、どのように大学、特に大学生が学習支援をするような場面をつくっていきますか。

○教育長（伊藤 守君）

大学生が学習支援をする場面をどのようにつくっていきますかという御質問だと思いますが、現在も教育心理学部の教員を目指している大学生に、5月から12月の毎週木曜日に、大学の近くにある学校だけではなく、町内全ての小中学校で学習支援などを行ってもらっています。この活動は、学校から非常にありがたいという意見も伺っておりますし、大学生にとっても貴重な体験になっていると感じていますので、小中一貫校、河和中になってもぜひ継続していきたいと考えておりますし、また、大学生の移動に関しましてスクールバスの活用を検討するなど、支援してもらえる機会の拡大も検討してまいりたいと考えております。

○6番（大嵯暁美君）

それでは、特色ある教育については、令和5年度に学校づくりワークショップを4回開催し、大学敷地内の建設を前提に、大学と連携した特色ある教育について話し合っています。会議録を見ると、前向きな意見も多く、開校を待ち望む様子が分かります。

今回、ワークショップに参加された方から、ワークショップがもったいなかったと声をいただきました。大学と連携した特色ある教育を表面上だけのものではなく、建設地が河和中学であったとしても、ほかにはない教育環境をつくり上げる必要があると感じますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（伊藤 守君）

建設場所が河和中の敷地内であっても大学と連携し、ほかにはない教育環境をつくる必要があると感じていますが、どのようにお考えですかということだと思いますが、日本福祉大学の敷地内が建設場所の候補地となる前から、大学との連携は本町の特色ある教育には欠かせないことであると考えておりました。先ほど答弁いたしました大学生による学習支援、大学の先生には教職員を対象にした研修会の講師、支援が必要な家庭に関するケース会議での助言、特別な支援が必要な児童生徒の就学に関する助言、パラリンピック教育の授業など、今までの積み上げによる連携であり、現在も継続しています。

建設場所が河和中の敷地内であっても、継続した連携が可能でありますし、継続していきたいと考えています。また、さらなる連携については、大学側と協議、検討してまいりたいと考えております。

#### ○6番（大嵯暁美君）

国は今、柔軟な教育を実現するために学習指導要領を改訂すると聞いております。子供たちの個性や特性に合わせたよりきめ細やかな教育を提供できるように、学校の裁量が大きくなります。そのためにも大学との連携をすることは大きな意味を持つと考えます。小中一貫校が子育て世代の流出を食い止め、美浜町で学ばせたいと思わせる学校になるには、特色を前面に出さないと切り札にならないのではと思います。

重ねて聞くことになってしまいますが、学習指導要領の改訂を見据えて、町内に学校を持つ美浜町ならではの教育についてどのように考えているか、お聞かせください。

#### ○教育長（伊藤 守君）

学習指導要領の改訂を見据えて、町内に大学を持つ本町の教育についてどう考えているかという御質問だと思います。

現在は、学習指導要領の改訂に向けてどのような内容にしていくべきかという議論中ではありますが、学校裁量で、より柔軟な教育課程を編成できるようになる方向性であると認識をしています。この方向性を踏まえて、どのような連携ができるのか、大学の先生方と協議、検討を図りながら、教育課程の編成に生かしてまいりたいと考えております。

#### ○6番（大嵯暁美君）

それでは、小中一貫校について、最後の質問です。

3点目の小学校1年生から中学校3年生が同じ空間で学校生活を送る、施設一体の小中一貫校のよさを生かす教育についてですが、中学校の校舎をそのまま利用すると、階段の高さや手すり等が小学校の低学年には使いづらいのではと思います。やはり自由に行き来できる空間であるべきではと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

#### ○教育長（伊藤 守君）

中学校の校舎をそのまま利用すると、階段の高さや手すり等、小学校の低学年が使いづらい、自由に行き来できる空間であるべきではという御質問ですけれども、手すりの位置を低くすることは可能だと思いますが、階段の高さを改修することは難しいと考えています。ただ、ふだんの学校生活で、小学校の低学年が中学校の校舎で過ごす時間はあまり想定できないと考えています。

ただ、低学年だけではなくて、休憩時間などに小中学生が交流できる空間がつかれるように、基本計画、基本設計のときに検討したり、小学生と中学生が交流する学校行事等を検討していきたいと考えております。

#### ○6番（大嵯暁美君）

今回、建設地が河和中学校の敷地内に決まり、残念ですが、全て新築の校舎というわけにはいきませんでした。しかし、これからは小中一貫教育のよさや、ここで学びたいと思われるような特色ある教育を考え、そして発信

し、保護者の方々や町民の皆さん全員で開校を待ち望む小中一貫校になることを望みます。

では次は、ふるさと納税についての再質問をいたします。

今回質問するに当たり、情報収集や比較のため、成功されている南知多町のふるさと納税について調べさせていただきました。令和2年度において、美浜町も南知多町も寄附額は1億3,000万円台でしたが、その後、南知多はどんどん順調に伸ばし、昨年度決算において8億円近くになっています。現在の違いはどうしてなのかを考えながら再質問をしていきたいと思っております。

では、再質問いたします。答弁にありました購入費や利用料金が決済できる現地型ふるさと納税ポータルサイトについて説明をお願いいたします。

**○町長（八谷充則君）**

済みません、担当が答弁する前に、先ほどの私の第1答弁のちょっと訂正をさせていただきます。

11月末の寄附額ですが、最新版でいきますと6,900万円となっております、2,700万円の増でございました。ごめんなさい、訂正させていただきます。6,500万円と言ったのは6,900万円で、2,300万円と言ったものが2,700万円でございます。ごめんなさい、訂正させていただきます。

**○地域戦略課長（下村充功君）**

ただいまの大寄議員からありました現地型ふるさと納税についてですけれども、こちらにつきましては、町外から美浜町にお越しになられた方が、美浜町内の店舗でその場で寄附金を申し込んでいただきます。そうしますと、その場所で返礼品として電子クーポンを受け取ることができます。そのクーポンを利用しまして、お店でのサービスを受けたり、商品を購入することができるふるさと納税となっております。

**○6番（大寄暁美君）**

では、現地型ふるさと納税ポータルサイトの申込状況というのはいかがでしょうか。

**○地域戦略課長（下村充功君）**

7月から始めまして、20件ほど、そちらを利用してこれまで寄附を頂いております。

**○6番（大寄暁美君）**

町のホームページで見ましたが、ふるさと納税クラウドファンディングというものがあるんですが、どういったものでしょうか。

**○地域戦略課長（下村充功君）**

ふるさと納税のクラウドファンディングにつきましては、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングとなります。通常のふるさと納税と変わらず、税制上の優遇を受けることが可能となっております。自治体の抱える課題の解決や、まちづくりにつながるプロジェクトを立ち上げ、そのプロジェクトに共感をしていただける人たちから寄附を募る仕組みとなっております。

また、こちらの制度につきましては、返礼品なしの寄附の場合については、町内の方も御寄附が可能となっております。

**○6番（大寄暁美君）**

美浜町民も返礼品なしなら美浜町のふるさと納税クラウドファンディングができるというお話でしたが、町民がふるさと納税したことにより、寄附金税額控除への減収も地方交付税措置として補填されますか。

**○地域戦略課長（下村充功君）**

議員のおっしゃるとおり、交付税措置の対象となります。

**○6番（大寄暁美君）**

町内の方々が自分の町のふるさと納税ができるということはあまり知られていません。返礼品がないかもしれませんが、クラウドファンディングなら寄附金の使用目的がはっきりしているの、ふるさと納税を利用し寄附される住民が見えるのではないかなと考えます。

それでは、次の質問にいきます。

美浜町はふるさと納税クラウドファンディングで3つの事業の募集をしていますが、現在終了している2つの事業「のまっキーと灯台の大冒険コンビネーション」というのと、「町制70周年を盛大に祝い、より美浜町を盛り上げたい！」という2つの事業がありましたが、寄附金はどうでしたか。

○地域戦略課長（下村充功君）

まず初めに、「のまっキーと灯台の大冒険コンビネーション」につきましては、目標金額250万円のところ500万円ほど頂いております。また次に、「町制70周年を盛大に祝い、より美浜町を盛り上げたい！」ということにつきましては、目標金額200万円のところ約670万円ほどということで、多くの方から御寄附を頂きました。

○6番（大嵯暁美君）

大変盛況だということで驚きました。

今、上記終了した事業への美浜町民からの寄附というのはどのぐらいありましたか。

○地域戦略課長（下村充功君）

町内の方の寄附につきましては、6件ほどありました。

○6番（大嵯暁美君）

それでは、登録事業者についてお聞きします。

ふるさと納税の返礼品を提供する事業者を、春から11月までの間で33社から61社に増やしています。登録事業者はどのように増やしていますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

登録事業者をどうやって増やしたかということなのですが、基本的にはこちらからお声がけをさせていただいております。その中でお声がけした後に、そちらの方が始めた後、また同業者の方であったり、知り合いの方でもふるさと納税を始めたいような方がお見えになる場合、始められた方からお聞きしましてやりたいということで、逆に事業者さんからのそういった申出もあります。そういった形で増やさせていただきました。

○6番（大嵯暁美君）

大変ありがたい話ですね。

返礼品についてですが、美浜といえばミカンですが、かんきつ類の返礼品というのはありますか。

○地域戦略課長（下村充功君）

かんきつ類の返礼品ですけれども、これまでもグレープフルーツ、ベルガモット等を返礼品として出させていただいております。今年度は、それ以外にもポンカン、レモン、甘夏、ブラッドオレンジを返礼品に追加予定としております。

○6番（大嵯暁美君）

南知多町では、登録事業者に段ボールを出すというような登録事業者の負担を減らすような対策をされていますが、美浜町はどうでしょうか。

○地域戦略課長（下村充功君）

南知多町さんが南知多町と分かるような印刷された段ボールを作成して、事業者さんに買っているということは伺っております。こういった形で段ボールを作成しておきますと、これまでに事業者さんがオンラ

インショップなどで出されたことのない事業者さんですと、こういった段ボールもどうやって準備しようという形になってきますので、こういったものを用意しておく、また事業者さんもやりやすいですし、議員おっしゃられるとおり、負担軽減になると考えておりますので、来年度以降できないか検討しているところでございます。

○6番（大寄暁美君）

ふるさと納税の返礼品に使える商品の創出を促すような相談や、補助金を出すということは考えていませんか。

○地域戦略課長（下村充功君）

今年度もお一方と返礼品の開発を一緒にやらせていただいております。また、来年度以降も同様に、返礼品の開発等、また、あと補助金も出せるようなことができないか考えているところです。

○6番（大寄暁美君）

南知多町では、泉佐野市の方を呼んで職員対象に講演会を開いたそうです。泉佐野市からでなくても、南知多町からでも学ぶことは大変多いと思いますが、研修等をするという考えはありませんか。

○地域戦略課長（下村充功君）

南知多町さんには、実は私も勉強に今年度行っておりまして、いろいろと教えていただいて、ふるさと納税の事務を進めております。

○6番（大寄暁美君）

何か南知多町の話だと、庁全員の人が泉佐野市の方の話を聞いてすごい職員全員がやる気になったという話なので、ぜひ担当者だけでなく、みんながアンテナが張れるように、職員の方がふるさと納税のことを学んでいただけるといいかなと思います。

それから、最後の質問です。

返礼品の荷物の中に今後もふるさと納税していただくように、返礼品のパンフレットや美浜に来てもらえるようなイベントのチラシを入れるような働きかけはしていませんか。

○地域戦略課長（下村充功君）

現在はチラシ等については入れておりません。ですが、来年度以降、冊子等を作って入れていけるようなところを検討しているところです。

○6番（大寄暁美君）

ふるさと納税は、美浜町をまずは知ってもらおうというきっかけになって、そのほかの返礼品や町の取組をお知らせし興味を持っていただく、そこから町に観光に来ていただき、交流人口、関係人口を増やすような動きにつながると考えております。また、ふるさと納税額が増えれば、町財政が潤うことはもちろん、返礼品が増えることで登録事業者の売上げが増えれば町の活性化につながりますので、今どこの自治体も力を入れていると思いますが、増額に努めていただきたいと思います。

美浜町は、町長がいつもおっしゃる、今日もおっしゃいましたが、ポテンシャルのある町だと私も思っています。今回質問しました小中一貫校の特色ある教育やふるさと納税により、人口流出を防ぎ、町を活性化できると考えておりますので、慎重かつ大胆に進めていただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席にお戻りください。

〔6番 大寄暁美君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を1時55分とします。

[午後1時44分 休憩]

[午後1時55分 再開]

## ○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 茶谷佳宏議員の質問を許可いたします。茶谷佳宏議員、質問をしてください。

[1番 茶谷佳宏君 登席]

## ○1番（茶谷佳宏君）

皆さん、こんにちは。1番、日本共産党の茶谷佳宏です。

本日、12月8日は事納めの日です。事納めとは、昔の農家で12月に入ると作業を締めくくり、道具を片づけて、お正月の準備を始める時期と言われていています。2025年最後の定例会で今年を締めくくり、住民の暮らしや本町が少しでもよくなるような質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、ごみの処分について、戦争遺跡の保存についてと、学校再編についての3項目について順次質問します。

初めに、1項目めのごみの処分について。

終活や空き家などで大型家具などの処分は自ら行うことが困難で、どこに相談したらよいのか困っている人がいます。安心して処分できる情報提供は自治体として必要なことではないでしょうか。また、家は限られた空間のため、不要となったものは処分しなければ快適な生活を営むことができません。そのため、次のとおり質問します。

1点目、粗大ごみの戸別収集について。

家庭内で不要となった大型家具などは、自らクリーンセンターに持ち込み処分できますが、個人では困難で困っているという話を聞きます。他自治体では、リユースを目的に引き取ってくれる業者を紹介しているところが増えてきています。本町でも実施しませんか。

2点目、ペットボトルの日常的収集について。

ペットボトルは、月1から2回の各地域での分別ごみ収集のときに出すことができますが、家庭内で出す日まで保管しておくとかさばり、生活スペースを阻害している状況にあります。身近な場所で日常的に収集できるエコステーションを設置する考えはありませんか。

2項目めの戦争遺跡の保存について。

本町には、戦時中、河和海軍航空隊が存在し、愛知県内でも貴重な戦争遺跡が残っています。戦後80年が経過した今日、戦争遺跡は波風などで風化してきています。そのため、後世に残すための保存について、次のとおり質問します。

1点目、残すべき戦争遺跡は。

現存する町内の戦争遺跡で、後世に残す必要のある遺跡はどこですか。

2点目、保存に向けて調査する考えは。

年々風化が進む戦争遺跡を後世に残すために、調査する考えはありますか。

3項目めの学校再編について。

小中一貫校建設候補地調査を実施しており、一定の方向性が出てきたということで、次のとおり質問します。

1点目、河和中学校の既存校舎の耐用年数は。

河和中学校教室棟は、建築後46年が経過していますが、耐用年数は何年ですか。

2点目、大学敷地内しかないと言ってきたことは誤りではないのか。

令和5年11月の住民説明会で、小中一貫校を計画するには日本福祉大学敷地内しかないと言ってきました。しかし、令和6年度の基本計画では、どの案も建設費用等を理由に建設困難という結果でした。今年度の建設候補地調査で、大学北側エリアにおいて、経済性・通学手段で評価を三角、事業スケジュール・開校時期の評価をバツとしています。これまでの判断が誤っていたのではないですか。

3点目、施設一体型の小中一貫校の新築は断念したのか。

河和中学校敷地内において小学校の校舎と体育館を新築する案が出てきました。これまで小中一貫校を新築すると言ってきましたが、この考えは断念したのですか。

4点目、小中一貫教育の魅力の周知は進んでいますか。

9月議会で教育長が保護者アンケートについての質問に対して、小中一貫校についての説明が不足している、イメージが湧いていないと答弁しています。保護者や住民に小中一貫教育の必要性が理解してもらえるように周知をしていますか。

5点目、選択肢を示して、保護者、住民に意見を聞く考えはありますか。

保護者アンケートでも様々な意見があるように、東西地域に小学校を1校ずつ残し中学校は統合する、既存の中学校を活用して東西地域にそれぞれ小中一貫校をつくる、分離型の小中一貫教育を行うなど、可能な選択肢を示して、保護者、地域住民にアンケートを実施する考えはありますか。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

茶谷佳宏議員の御質問にお答えいたします。

私からはごみの処分について、学校再編についての大学敷地内しかないと言ってきたことは誤りではないのか、施設一体型の小中一貫校の新築は断念したのか及び選択肢を示して、保護者、住民に意見を聞く考えはありますかについての御質問にお答えをし、戦争遺跡の保存について、学校再編についての河和中学校の既存校舎の耐用年数は及び小中一貫教育の魅力の周知は進めていますかの御質問については、教育部長から答弁を申し上げますのでよろしくをお願いします。

初めに、ごみの処分についての御質問の1点目、粗大ごみの戸別収集についてでございますが、近隣市町において民間事業者の協力の下、製品の再利用、リユースに関し、様々な取組がされていることは承知しております。業者の引取りにより住民の利便性が向上するとともに、リユースすることでごみの減量化にもつながりますので、本町においても実施に向け検討してまいります。

次に、御質問の2点目、ペットボトルの日常的収集についてでございますが、知多南部衛生組合による委託業務として、来年度から分別収集委託業者の事業所敷地内にペットボトル回収場所を設置し、本町内2か所において常時回収する準備を進めております。

次に、学校再編についての御質問の2点目、大学敷地内しかないと言ってきたことは誤りではないのかについてでございますが、学校再編計画の検討については、これまでも小中学校再編のための基本構想、学校施設等個別計画、小中学校再編実施計画、小中一貫校整備基本構想、小中一貫校基本計画、小中一貫校建設候補地調査な

ど、その時々検討段階に応じた計画策定や調査を行ってきております。策定年次の社会情勢や取り巻く環境なども大きく影響されるものでありますので、その時々で必要な検討をし、協議をし、判断して進めていくものだと考えており、これまでの判断が誤っていたとは考えておりません。

次に、御質問の3点目、施設一体型の小中一貫校の新築は断念したのかについてでございますが、新築の小中一貫校の建設が一番望ましいと考えておりましたが、現状において本町の財政状況等を考慮しつつ、小中一貫校整備を前に進めていくためには、河和中学校の既存校舎、体育館、武道場を活用し、敷地内に小学校を新たに建設する方法しかないと判断しております。

次に、御質問の5点目、選択肢を示して保護者、住民に意見を聞く考えはありますかについてでございますが、さきの大岩議員への答弁でも申し上げましたが、これまで日本福祉大学敷地内での建設を中心に説明し、それゆえに賛同していた議員、保護者、住民がいらっしゃると思います。今回、概算事業費が明らかとなり、主に事業費の面で大学敷地内での建設は困難と判断いたしました。敷地内での一貫校建設を期待していた住民の皆様には、期待に沿えず大変申し訳なく思っており、私自身残念でございます。

今回、河和中学校内での小中学校を新設する案も断念いたしました。その理由は、想定していた借入金内で事業を施工しても、金利の上昇により返済額が想定を超えていくこと、建設費のさらなる上振れのおそれがあることに加え、現在編成中の令和8年度当初予算が大変厳しい状況となっているためでございます。これは、扶助費、建設費、人件費など、あらゆるものの価格が高騰する中で、税収の伸びが全く追いついていないからでございます。

そのような状況の中、河和中学校の敷地内で中学校の既存の校舎、体育館、武道場を活用し、小学校の校舎と体育館を新たに建設する案であれば、厳しいながらも小中一貫校の目的である適正規模の教育環境を整えることができるかと判断しました。

しかし、冒頭で申し上げたように、大学敷地内への整備、あるいは小中学校を同時に整備することとしてきたこれまでの説明とは異なるものであります。住民の代表である議員の皆様が町の方針を認めるかどうかを判断するためにも、説明会の場などで選択肢を示し、皆様の御意向を伺う必要があると考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔降壇〕

#### ○教育部長（谷川雅啓君）

次に、戦争遺跡の保存についての御質問の1点目、残すべき戦争遺跡はについてでございますが、戦争遺跡を後世に残す基準として、歴史的価値や教育的価値を考慮する必要があると考えております。

本町といたしましても、古布・浦戸地区に実在した河和海軍航空隊に関する資料や現存する遺構について、丹念に調査し事実を記録することが、後世の人に伝えるべき残すべき戦争遺跡と考えております。

次に、御質問の2点目、保存に向けて調査する考えはについてでございます。

平成19年3月に発行いたしました河和海軍航空隊調査報告書において既に調査を実施しており、現存する遺構についても本町職員により実測測量を実施しております。

次に、学校再編についての御質問の1点目、河和中学校の既存校舎の耐用年数はについてでございますが、法定耐用年数につきましては、鉄筋コンクリート造りの学校施設の場合、47年となっておりますが、これは税務上、償却資産費を算定するためのものであり、調査研究では物理的な対応年数はこれよりも長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には80年程度の長寿命化も可能であるとされております。

本町では、平成31年3月に策定いたしました美浜町学校施設等個別計画において、学校施設の主要施設である

校舎等の鉄筋コンクリート造り建物の耐用年数を60年と考え、長寿命化による目標耐用年数を80年と設定しております。

次に、御質問の4点目、小中一貫校の魅力の周知は進めていますかについてでございますが、議員御指摘のように、住民や保護者の中には、まだまだ小中一貫校の魅力などについて説明し切れないことは承知しております。住民代表や保護者代表で構成して検討を進めております学校再編検討委員会においても、同様な意見をこれまでもいただいております。

先日、検討委員会のメンバーや保育所の保護者にお声がけをし、県内の小中一貫校の見学会を実施することができました。今後におきましても、こういった機会をつくり、理解を深めてまいりたいと考えております。

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、順次再質問させていただきます。

最初に1項目め、ごみの処分についての再質問です。

ペットボトル回収場所を町内2か所で準備を進めると答弁がありましたが、東西1か所ずつで検討しているということですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

ペットボトルの回収場所でございます。東部が河和地区内、そして、西部が奥田地区内、それぞれ1か所を予定しております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、常時回収とは、土曜日、日曜日も含めて検討しているということでしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

曜日の関係でございます。営業時間、受け取りの可能な時間に違いが出るという可能性がございますけれども、いずれの設置場所につきましても、土曜、日曜日、祝日、年末年始も含めまして、曜日にかかわらず毎日受け取りをしていただけるよう、今、事業者と調整をしておるところでございます。

○1番（茶谷佳宏君）

ごみの問題については、廃棄物の発生を抑制し、再使用を進め、再生利用することが重要であります。住民への周知をはじめ、住民が困っていることから実施をお願いしたいと思います。

次に、2項目め、戦争遺跡の保存について。

丹念に調査し事実を記録することが、後世の人に伝え残すべき戦争遺跡と答弁がありましたが、現存する遺跡自体を保存し、残す考えはありますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

現存する遺跡自体の保存、また、残す考えはについてでございますが、先ほど議員おっしゃるとおり、波風また風化によりまして、全国的に戦争遺跡が取り壊されている状況が昨今でございます。

本町におきましても、できる範囲で保存をしていきたいと考えておりますが、私有地にある戦争遺跡等につきましては、一般的に規制をすることができないことが現状でございます。しかし、取り壊される前に事前に事情が分かれば、所有者の方、また関係者の方をお願いをいたしまして、写真撮影や測量などを実施して記録保存に努めて残していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

具体的には、どの遺跡を保存し、残す必要があると考えていますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

具体的に残すものとはということで、具体的には、現在、令和2年4月7日に美浜町の指定文化財に指定をしております第一河和海軍航空隊防空指揮所につきましては、大切に保存をしていかなければいけないと認識をしております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、解説看板を設置している河和海岸のスベリや河和中学校にある門柱は残す必要があると考えていますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

現在、古布地区にございますスベリにつきましては、公有財産でございまして、また、漁協ということで、美浜漁協の管理地となっております。さらに、河和中学校にあります門柱につきましては、学校用地でございまして、今後につきましては安全面を考慮しながら、既存する戦争遺跡として、関係機関との協議をして保存に努めてまいりたいと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

古布海岸にあるスベリの管理は河和漁港の管理地ということで、美浜町漁協ということですが、所有権はどこにあるかというのは把握していますでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

現在、所有につきましては国の所有に、国有地となっておりますことを確認しております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、保存するには何が必要ですか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

保存するには何が必要ですかということで、保存する遺跡や規模、種類によって異なりますが、専門家による調査と助言、場合によって必要になるかと考えております。また、その保存にかかる費用面や安全面を考慮することも重要と考えておりますので、お願いいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、今言われた専門家による調査だとか費用が必要だということですが、古布の海岸にあるスベリなどについて、専門家や何かの調査をする考えはありますか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

済みません、今の質問の前に、先ほど生涯学習課長からスベリについて、組合の管理と、あと土地についても国の所有権だということで答弁ありましたけれども、あの施設は河和漁港の漁港施設ということで、船揚場ということで、町の建設課のほうで管理をしておる施設になります。ですので、所有権も町になりますので、よろしく申し上げます。

○生涯学習課長（戸田典博君）

先ほど、専門家による調査ということで、現在、美浜町の文化財を保護する、指定する委員といたしまして、美浜町の文化財保護委員の方が委員となって進めていただいております。その委員の中に元学校の先生をやられた先生の方が、いろいろ、こちらの先ほどの報告書を作成するに当たりまして専門的な知識があるということで、委員の方の御意見を聞きながら進めていければと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

その先生は、例えばそういう構造物や何かを残すための調査なんかも可能なのでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

構造物、委員の方が現在7名おられますので、各委員の方、皆さん意見を聞きながら、1人の方の御意見ではなく、委員の方全ての方の御意見をまとめながら進めていければと考えておりますので、お願いをいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

先ほど、防空指揮所については、町の文化財として指定されているということですが、それ以外に、先ほど保存していく必要があるのかというので尋ねました古布海岸のスベリですとか門柱やなんかについては、町の文化財として指定していく考えはありますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

町の文化財の指定をする場合、美浜町の文化財保護条例の指定の要綱がございます。教育委員会、また所有者の同意とか、必ず先ほども出ております美浜町文化財保護委員会の意見を聞きながら進めていくということが決まっておりますので、そちらにつきまして、今後、委員会にも意見として出させていただければと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、先ほど産業建設部長から、あそこは漁港施設ということで船揚げ施設というような形でのお答えがありましたけれども、船揚げ施設として現在は利用していますか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

今の施設、船揚場としての施設でございますが、組合として、現在は利用はしておりません。

○1番（茶谷佳宏君）

表面も含めて相当風化が進んできているものですから、そういう中で漁港施設として今後どのように管理をしていくかというのは、何か考えはありますか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

現在、組合からは、漁港内の砂がかなりたまってきたということでしゅんせつの要望をされておまして、そちらもかなり費用がかかってくるものですから、まずはそちらを第一優先で直していこうと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

先ほど、答弁の中で、漁港施設として町の管理・所有だということでもありますので、今後、先ほども生涯学習課長が答えていただいたように、町の文化財としても、所有は町だということになるのであれば、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

戦後80年が経過して、現存する遺跡もいつまでも壊れずに残るか分かりません。保存できるものは残して、過去の事実を知るとともに、平和の大切さを伝える平和教育に生かしていただきたいと思います。

それでは次に、3項目めの学校再編について再質問します。

河和中学校の校舎は、平成31年に策定した個別計画以降、長寿命化のための改修はどのように行ってきましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校施設の維持管理のための部分的な改修ということは行っておりますが、長寿命化のための大規模な改修はこれまで実施をしておりません。

○1番（茶谷佳宏君）

長寿命化の改修が行われていないとすると、耐用年数80年という最初の答弁では実際問題難しいのかなと思

ますけれども、今後、長寿命化をしていく考えはありますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

茶谷議員の質問でありました平成31年に個別計画、学校施設等個別計画でございます、長寿命化計画で美浜町の小中学校をこれから全部維持しようと思うとどれぐらい経費がかかるかというようなことを決めた計画でございます。その計画の中で、現在策定をした平成30年、31年3月に策定しておりますので、平成30年も学校再編の検討を開始しておりまして、学校再編の方向性がまだその時点で定まっておりました。学校再編の方向性が決定するまでは、暫定的に現在の学校施設をそれぞれ維持することが賢明であろうという判断をしておりますので、これ方向性がしっかりと決まってくれば、それなりの対応をしていくべきだと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

これで決まってくれば、長寿命化の改修や何かも計画していくということによろしいかと思っておりますけれども、今考える河和中学校の校舎、体育館、武道場で長寿命化のための改修にはどこを改修しなければいけないと考えていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

個々、個別的な改修はどこが要するという事は、今現在ちょっと申し上げることはできませんが、これまでも建築専門の方に、そういった学校の子供たちの安全・安心ということは常に私たちも考えておりますし、教育委員会としても、毎年夏休みに各学校施設の点検行っております。また、毎日、先生は児童生徒の安全確保するために点検をしております、随時教育委員会に報告があります。まず、そういった爆裂を含めた小さい修繕のチェック、それから、しっかりと定期的にどういう検査をして、どういう改修が必要かどうかというのは、これからしっかりと詰めていくことになろうかと思っております。

○1番（茶谷佳宏君）

毎日の点検はもちろん必要なことだと思いますけれども、そういうのがあったとしても、今年、河和小学校の体育館のように壁が崩落するという事もありますので、計画的に、もし決定すれば、大規模な改修、長寿命化の改修が必要であればそういうことを計画していかないと、いざ何か起きたら大きな問題になるかと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、今年度実施した建設候補地調査において、大学北側エリアの通学手段で評価を三角とした理由を説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

評価が三角という言葉がありました。私たちはいろいろな項目で評価をしております。二重丸、丸、三角、バツというような評価です。優れている、やや優れている、劣っている、やや劣っている、劣っているというような評価、これは具体的に大学の敷地の中、それから大学の隣接地、既存の小中学校の用地で、総合的にいろいろな、先ほど大寄議員の質問でも答弁しました15の項目で調査をさせていただいております。

その中で質問がありましたのは、大学の北側エリアの通学手段で三角とした理由ということでございました。建設候補地の調査では、各候補地において専門業者による客観的な評価、これ、私たちの評価ではなくて、専門業者による客観的な評価を行っております。大学の北側エリアの通学手段の項目について、令和13年度を想定した場合の児童生徒数からスクールバスの利用児童数、自動車数、それからバスの費用、他の候補地と比較をして費用がかかる点、また、敷地内にスクールバスの駐車場乗降スペースを設置する必要があるという点など、やや劣っているという評価に相対的に評価をさせていただいたものでございます。

○1番（茶谷佳宏君）

そういう場所をこれまでここしかないと言って計画を進めてこられたわけですがけれども、これまで繰り返し大学敷地内での小中一貫校には通学手段の不安が大きいと質問させていただきました。大学敷地内での実施は通学手段に無理があったのではないですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校の建設場所については、通学手段のほか法的規制や安全性、経済性、利便性など、メリット・デメリットを含めて総合的に検討する必要があると考えており、これまでもそうしてきました。実現に向けての必要な検討を進めてきた結果でありまして、最初から無理があったというふうには考えておりません。

○1番（茶谷佳宏君）

大学敷地内しかないと言った以降、令和6年度の基本計画で費用面から困難になったにもかかわらず、今年度の建設候補地調査でも調査対象地にした理由は何ですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜町の教育の特色の一つは、日本福祉大学との連携です。日本福祉大学との連携は、本町の特色ある教育の一つということでこれまでも申し上げております。学校敷地内に建設ができれば、児童生徒の交流、近ければ歩いて学生さんたちも来れるというメリットもありますので、大学敷地内に建設できれば、より幅広い連携が可能であるというふうに考えていたからです。

○町長（八谷充則君）

茶谷議員が御質問されたのは、その北側のいわゆる人口芝エリアの話だと思うのですが、令和6年度の基本計画で断念したというのは、奥のほうは費用面で断念をしておりますが、入り口の部分は大学のまだ同意がいただけていないという理由で断念をしていたわけで、費用面で断念をしていたわけではございません。今回費用面でも超えてきたというのは、入り口のところが調整池の機能を持っているということが後々分かってまいりまして、その費用を積み上げた結果、費用面でも難しくなったということで、令和6年度の時点では費用面から困難とは考えておりませんでした。

○1番（茶谷佳宏君）

補足説明ありがとうございました。

次に、県内の小中一貫校の見学会に参加したのは何人でしたか。また、そのうち保護者は何人いましたか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

私たちは、学校再編の検討を進めるのに学校再編検討委員会という委員会を設けております。区長さんですとか保護者の代表の方が入っていただきます。保護者の委員の方から、なかなかイメージが湧かないということは聞いておりますし、これまでも保護者のいろいろな方の意見からもありまして、そういった小中一貫校のことを説明する機会、また現場に行く機会というのはすごく大事なことだと思っております。

先日の小中一貫校の先進地視察に行ったのですが、参加者は22名でございました。住民代表の区長さんですとか保護者、校長先生、そういった県学校再編の検討委員会のメンバーに加えて、ほかのメンバー以外の保育園の保護者の方を中心に全ての保育所に声をかけさせていただきましたが、やっぱり平日の学校がある時間でするので、平日の開催ということもあり、保護者の参加は6名でございました。

○議長（野田増男君）

茶谷議員、あと残り時間が9分と30秒ぐらいです。お願いします。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、参加された保護者の感想で、魅力や不安の意見が出されていたら説明してください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

参加の委員の皆さん、保護者の皆さんからアンケート取りまして意見を出されておりますので、ここで紹介をさせていただきます。

実際に自分の目で見たことで小中一貫校のイメージができた。教室は開放感があり、他学年や他クラスとの交流がしやすいと感じた。小中を一体化することで、環境の変化による影響を少なくできると感じた。ふるさと学習やコミュニティ・スクールなど、地域や企業と連携する仕組みは、美浜町でも生かせると思った。小中一貫校にする予算が経済的な面だけではないと知り安心した。教育の質が下がるのではないかと心配していたが、内容を見て安心した。美浜町で想定する小中一貫校の規模が不明確なため、意見が述べにくかった。美浜の子供たちが少ないながらも生き生きと学習に取り組む姿を思い描けた。早急に場所を決め、学校を造ってあげてほしい。

○1番（茶谷佳宏君）

河和中学校敷地内1か所で小中一貫校として実施した場合、学校がなくなった西部地域は人口減少がさらに進むと予測されませんか。

○町長（八谷充則君）

西部地区の人口減少がさらに進むのではとの御質問ですが、そうしたことにならないように町内のどの地区に住んでいても安心・安全に通学ができ、適度な児童生徒数の確保された学校に通うことができるようにすることが必要であると考えておりまして、これはどちらに造った場合でも、そうしたことは考えられることでございます。

○1番（茶谷佳宏君）

美浜町の今後のまちづくり、人口減少抑制のためにも、東部地域、西部地域に小学校を残す必要があると考えますが、住民に意見を聞く考えはありませんか。

○町長（八谷充則君）

住民の意見を聞く考えについては、先ほど御答弁申し上げましたが、その趣旨は人口減少抑制のためという観点とは若干ずれております。クラス替えができない古い校舎を東西に残すことが、人口減少の抑制につながるかどうかは意見の分かれるところではないかと思いますが、町及び教育委員会としては、適正な児童生徒数の確保された魅力ある学校を整備し、教育環境を整えていきたいという方針で今進めておりますが、意見は伺いたいというふうに思っております。

○1番（茶谷佳宏君）

本町にとって、学校再編は今後のまちづくりを考える上で最も重要な政策の一つです。町で一方向的に決めるのではなく、住民の意見をしっかり聞いて進めなければ住民の合意形成はできません。住み続けたい美浜町であることを願い、質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席にお戻りください。

〔1番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、休憩を取ります。再開を2時50分といたします。

〔午後2時40分 休憩〕

〔午後2時50分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 橋場友昭議員の質問を許可いたします。橋場友昭議員、質問してください。

〔7番 橋場友昭君 登席〕

#### ○7番（橋場友昭君）

7番 橋場友昭です。

今回の一般質問についてですけれども、通学路について、不快な臭いについて、豊かな海についてと3つの質問をいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

それでは、1点目でございます。通学路についてです。

児童生徒の通学には、徒歩や自転車、バスなど様々な通学方法があります。今回は、布土小学校学区の通学に関して質問をいたします。

児童は各方面から通学をしています。遠くからは1時間かけて通学している児童もいます。通学路には、国道沿いや狭いブロック塀に囲まれた場所、川沿いの崩れかけている場所など危険な箇所があります。児童が小学校に安全に通学して、楽しい学校生活を送ることが重要と考えますが、本町はどのように考えているのか、次のとおり質問をいたします。

1つ目です。危険な通学路のこれまでの対応状況について。

布土小学校学区の通学路には危険箇所が多くありますが、どのような対応をしてきましたか。

2点目です。今後の危険箇所への対策について。

児童や保護者と小学校、行政は、今後の対策をどのように連携し、進めていきますか。

大きな2つ目です。不快な臭いへの対策について。

美浜町では、工業や飲食業、畜産などの産業を起因とする、あるいは、海岸などの自然を起因とする様々な臭いが発生していますが、その臭いの強さによっては、人は悪臭として不快に感じることがあります。住民や観光客の不快に感じるこれらの悪臭に対し、本町はどのような取組を考えているのか、次のとおり質問をいたします。

1点目です。悪臭に関する現在の対応について。

悪臭に関する通報があった場合、どのような対応をしていますか。

2つ目です。悪臭に対する今後の対策について。

本町の住民や観光客の不快な気持ちへの対応をどのようにしていますか。悪臭について、住民からの聞き取りやアンケート実施の考えはありますか。

3つ目です。豊かな海について。

本町には東と西に海がありますが、海がきれいになり過ぎたことにより、窒素やリンといった栄養塩が不足し、漁業に深刻な影響が出ています。特にアサリは全く捕れません。また、ノリも色落ちや海水温が高く、種つけからの収穫の時期が以前と変わってきています。このことについて、本町はどのように考えているのか、次のとおり質問いたします。

1点目です。栄養塩不足へのこれまでの対応状況について。

本町は、栄養塩不足についてどのような取組をしていますか。

2点目です。今後の栄養塩不足への対策について。

きれいな海になり、栄養塩不足になりましたが、それにより生じている問題にどのように対策をしてきていま

すか。

以上で、質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

橋場友昭議員の御質問にお答えいたします。

私からは、不快な臭いへの対策について及び豊かな海についての御質問についてお答えし、通学路については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくをお願いします。

初めに、不快な臭いへの対策についての御質問の1点目、悪臭に関する現在の対応についてでございますが、本町の悪臭については、悪臭防止法及び愛知県の県民の生活環境の保全等に関する条例により規制されております。悪臭物質を排出する工場等の施設について、その構造や作業方法等、県条例に基づく届出により確認しておりますが、住民等より通報があった場合には、現地調査や原因の確認、状況に応じて臭気測定や原因者への指導を実施しております。

次に、御質問の2点目、悪臭に対する今後の対策についてでございますが、臭いにつきましては、風向き、気温、湿度など発生条件が流動的であり、また個人によっても感じ方が違うところもございますが、悪臭に関し通報があった際には適切に対応してまいります。

なお、聞き取りやアンケートの実施につきましては、事案に応じた調査の実施を検討してまいります。

次に、豊かな海についての栄養塩不足へのこれまでの対応状況について及び今後の栄養塩不足への対策については、関連がありますので併せてお答えいたします。

議員の言われるように、海中の窒素やリンといった栄養塩不足がノリ養殖やアサリの生育に影響を及ぼしていることは認識しており、これまでも知多北部地域の漁協、県・常滑市及び本町の水産担当部局及び県と市町の議員で構成する知多北部4漁協水産勉強会において、課題共有と情報収集などをしております。

本町としても、愛知県が進めている望ましい栄養塩管理の在り方に関する検討について対策を急ぐよう要請するとともに、過日は、本町担当職員が地元県議と共に西尾市内にある矢作川浄化センターを視察し、栄養塩増加管理運転の状況を確認してまいりました。今後もこのような活動を通して、海中の栄養塩不足への取組、要望活動など、関係機関と共に進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

〔降 壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、通学路についての御質問の1点目、危険な通学路のこれまでの対応状況についてでございますが、通学路の危険箇所については、布土小学校学区に限らず、児童生徒やPTAをはじめ、保護者、地域住民の皆様方からいただいた情報を各学校が集約し、教育委員会へ報告いただいております。学校から報告された危険箇所については、教育委員会をはじめ、交通防犯担当者である防災課、道路管理者である建設課といった町の関係各課に加え、半田警察署、愛知県知多建設事務所といった関係機関と連携した美浜町通学路安全対策推進協議会を設置しており、危険箇所における対策の検討を協議し、対応しております。

次に、御質問の2点目、今後の危険箇所への対策はについてでございますが、今後につきましても、安心・安全な通学路の確保について、学校、地域、関係機関と共に連携を密にし、事故につながらないよう対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田増男君）

再質問ありますか。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。ありがとうございます。

今回、布土学区の通学路ということで質問させていただいていますのは、区会等で草刈りだとか、地域の方の見守り隊を含めて登下校時におられる各地域の大人たちが、危ないよというようなことを特に言われました。何度も。その中で、各地域ということも分かっているんですけども、特に布土学区、私も50年以上前に通学していても、いまだに変わっていないというような通学路で、当時から危険危険と言われていたところもいまだにあまりまだ直っていないということも事実あります。そういう中で、今現状ですけれども、布土学区からはどれぐらいの件数の危険箇所というのが上がっていますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

毎年教育委員会で行っている危険箇所の調査がございまして、昨年度の調査では、布土小学校学区からは交通量が多い、見通しが悪い、草木が伸びている、コンクリート老朽化して危険というところなど、5か所の危険箇所の報告がありました。

○7番（橋場友昭君）

5か所ということで、分かりました。

私自身もこの話をしたときには、学校に一度お聞きをして、校長先生、教頭先生と一緒に危険箇所を回らせていただきました。その中で、先生たちもやはり危険ということをしっかりと認識されておりますので、また対応をと思います。

それでは、2点目ですけれども、美浜町通学路対策協議会とはどのような協議をされていますか。よろしくお願ひします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先ほど教育部長が申し上げた構成で構成しておりまして、危険箇所の概要、どのような場所でどのような状況になっているのかということをそれぞれ確認しまして、それぞれの場所の対応策について協議をしております。

当該の布土学区での対応策としましては、5か所のうち4か所は交通、道路管理に関するものでありましてので建設課で対応して、1か所はスクールガードの強化など見守りの強化を行っております。

○7番（橋場友昭君）

強化をしているということで、分かりました。

それでは、この協議会の中では、現地を皆さんで見に行つて共有等はしているんですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

構成員が、私たち教育委員会と建設課と防災課なのですが、みんな全員ということではなくて、それぞれ担当がありますので、それぞれ現地は全て見に行つております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。それぞれという立場で見に行つておられるということで、分かりました。

実際、私も今日は朝、見に行つてきましたけれども、直っているところはしっかりと直されている。柵が倒れているところですけども、直っているんですけども、その表面の下のところを見ると、やはりまだコンクリート等は直らないということで、何とかしていただきたいなというのは感じております。

それでは、協議会ですけれども、今後はどのような対応をしていかれるんですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

これまで役場の関係課、縦割りといわれている行政ですけれども、しっかりと縦割りの強みを生かしながら、なおかつ横の連携を深めて、半田署ですとか知多建設事務所とか、半田署であれば防災課から、知多建設事務所であれば建設課からといったような強みを生かした連携の強化をして、多様な、迅速な対応を行っていききたいというふうに考えております。

○7番（橋場友昭君）

対応していただけるということで、分かりました。

2点目の質問なのですが、そのような関連がありますので、質問というより一言言わせていただこうと思うのですが、先日、輪島に組合議会として視察に行かせていただきました。その中で防災監の方が言っておられたのは、今回の震災のことですけれども、休みの間にあってよかったというようなちょっと耳を疑うような言葉がありました。というのも、やはり学校を離れて、学校の中にいると、通常の生活の中ではなかなか保護者の方に無事に子供たちを届けるということが難しいというようなことがありました。そしてまた、今回の時間帯にも16時というような時間帯ですと、特に下校時ですと、どこに子供たちがおられるのか分からないというようなこともあります。大体の把握はできていても、やはり危険箇所があったりすると、そういう場合には危険だなと。危険な場所にはやっぱり子供たちがいるということを判断できると心配にはなりました。

できることであれば、危険箇所は、本当は直していただけるところはしっかりと直していただきたいですけれども、なかなか難しいという財政状況も分かっております。ですけれども、そういった場合にはしっかりと連携していただきながら、通学路の変更を、安心・安全で通えるようなところにも見直していただきたいというふうに考えております。こちらの質問は、以上で閉じさせていただきます。

続きましてですけれども、不快な臭いに関してでございます。

不快な臭いへの対策についてですけれども、住民からの通報はどのような内容がありますか。よろしくお願ひします。

○環境課長（百合草俊晴君）

住民からの通報の内容でございます。

令和5年度以降の記録を見ますと、野焼き、炭焼き、畑の肥料の臭い、あと道路上の排気ガス、製造業の工場からの臭い、あと畜産業、そのほか、飲食店からの悪臭等についての通報がございました。通報がありますと、臭いの種類とともに、いつどこでどのようにという具体的な状況を聞き取りをしております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。野焼き等いろいろな臭いがあるということも分かりました。

ちなみにですけれども、これ何件ぐらいの件数がありますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

通報の件数でございます。令和5年度が32件、令和6年度が19件、そして今年度、11月末の時点で4件でございます。

内容につきましては、野焼きに関する通報が各年それぞれ七、八割を占めておる状況でございます。

○7番（橋場友昭君）

ちなみに、野焼きというのは、通常に皆さんが燃やされているような野焼きのことでよかったですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

野焼きですけれども、例えば農業に関わる野焼きであったり、廃棄物をもう本当に燃やしちゃっているという

野焼きもございます。でも、大方、農業に係る野焼きが多いかと思えます。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。野焼きが多いということで、分かりました。

その野焼きが多い場合には、現地調査というのはどのような形で行っていますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

通報で聞き取りをした情報を基に、臭気の種類ですとか発生の時間、風向き、総合的に状況の判断をしまして、発生源、特定できるように現地で確認をしております。

○7番（橋場友昭君）

現地ですということでしたけれども、そのような場合、今後どのような指導をしていくんですか。お願いします。

○環境課長（百合草俊晴君）

現地確認の後、指導の内容ということでございます。原因が特定できたら、その発生した原因、原因者に確認をしていただきまして、その後の発生の抑制と施設・設備の改修等、最適な対策を実施いただくように依頼をしておるところでございます。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。臭いが発生するような野焼きだというふうには思っておりますので、やはりしっかりと指導していただきたいというふうに思っております。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

聞き取り調査、聞き取りアンケートなどは考えていますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

聞き取りアンケートの実施の関係の御質問です。特定した地域に臭気が発生している場合などに、臭気の種類の特定期間なども考慮した上で、周辺の住民の直接の聞き取りであったりアンケート、あるいはLINEを活用したモニタリング調査、その事案に応じて実施を検討してまいりたいと思います。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。検討していくということで、LINE等で今はできると思いますので、しっかりとアンケート等を取っていただきたいと思います。

今後ですが、専門家等を交えて検討会を開催とかは考えはありますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

専門家の関係でございます。こちら事も事案に応じまして、専門家の意見が必要、その必要性が認められる場合につきましては、検討をしてまいりたいと思います。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。

続きまして、知多南部地区において対策協議会の設置がされ、臭気対策等協議されていますが、今後、ほかの地区において同様な対応がされる場合の可能性というのはありますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

対策協議会の関係の御質問です。

今後、同様に協議会の設置により対策が必要ということ、そういう場合もあるかと思えますけれども、現時点において、具体的に必要とされる地区や事案というのはございません。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。現時点ではないということですが、今後あるという可能性はあるのですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

先ほども申しあげました事案に応じまして、設置が必要、設置によって対策が必要ということであれば、そのときに設置をして対応していくということはあり得ることかと思えます。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。しっかりとやっていただけるということで、専門家を交えてやっていただけるということで。

アンケートや専門家、対策協議会のことを質問しましたが、そのほかに、今後対応について考えていることがあればお聞かせください。

○環境課長（百合草俊晴君）

そのほかの対応ということで、町長答弁にもありましたように、悪臭物質の排出施設という施設からは、県の条例に基づいて届出書を提出いただいております。令和6年度では製造業とか畜産業、対象となる施設は町内で20施設でございました。それぞれの地域におきまして、通報の状況ですとか、周辺住環境の変化、それらを踏まえまして、規制基準の区分の見直しというのを現在検討しておるところでございます。

○7番（橋場友昭君）

今、基準区分の見直しということの検討ということでしたが、変更が必要となった場合に、どのような手続を行う予定ですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

基準の見直しの件でございます。

変更が必要ということになりましたら、その変更の内容につきまして、まず町の、本町の環境審議会に御説明をさせていただきたいと思っております。その後、実際、規制基準の区分を定めます愛知県に対しまして変更を要請しまして、意見照会等の規定の手続の後に愛知県さんがその内容を告示することによって変更がされるということで確認をさせていただいております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。今後、基準の区分の見直しを検討ということなので、美浜町も臭気に対して、臭気というのか不快な臭いに関して、今後少しずつ変わっていくということが検討されているんだなというふうに感じております。できれば過ごしやすいということをお願いをしていきたいと思えます。

続きまして、豊かな海についての御質問でございますけれども、再質問させていただきます。

知多北部水産勉強会はいつから始まり、また、どのような内容を勉強されていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

水産勉強会につきまして、令和4年度に設置されたもので、以降、毎年1回開催されております。

勉強会の内容につきましては、主に三河湾で先に始まった栄養塩増加管理運転に関する内容や水質規制の動向、ノリやアサリの状況について情報共有を図っております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。勉強会を年に1回やっているということで、分かりました。

矢作川浄化センターでの栄養塩の増加管理運転は、どのような運転をされていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

栄養塩の増加管理運転は、海藻の成長や植物プランクトンの増殖に必要な窒素とリンを増加させるため、下水を処理する過程において、空気の吹き込み量を減らしたり、凝集剤の添加量を減らすなど、規制基準値の上限近

くまで増加させて放流させるものです。

これまでの処理の考え方では、窒素やリンは少なければ少ないほど性能がいいとされていたものの考え方を大きく変えるもので、処理施設への流入水の水質が日変動、時間変動により大きく変わり、基準を超過させないよう運転させるために、増加管理運転の期間中は職員の皆さん、夜間・休日関係なく対応される必要があるとのことでした。

○7番（橋場友昭君）

24時間体制で管理を行っているということですね。分かりました。

勉強会が始まってから情報を共有して、どのような共有を行っていますか。よろしくお願いします。

○産業課長（富谷佳成君）

勉強会につきまして、設置の趣旨としましては、知多北部地域の伊勢湾に係る水産業の現状や課題について、漁業者、行政、議員らが情報を共有し、今後について一緒に考えていくため開催するもので、漁業者から行政や議会に要望する場ではないとされております。勉強会では、伊勢湾、三河湾での栄養塩増加管理運転の状況とその影響、水産資源の動向としてノリの黒み、アサリの肥満度について情報共有をしております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。ノリの栄養等、またアサリの肥満度ということですね。

ちなみにですけれども、12月に入ってノリの収穫が始まっていると思います。現状での答えられる範囲でいいのですけれども、ノリの今年の生育等はどのような状況ですか。

○産業課長（富谷佳成君）

まだ私も実際見たわけではございませんが、聞いたところによると、西海岸の上野間の辺り、色味が悪いというような話は聞いてございます。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。まだまだちょっと色味がついていないということで、今後何とかリン、窒素を増やしていただきたいというふうに思います。

続きましてですけれども、流入負荷量の窒素、リンはどれぐらい減少をしていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

流入負荷量についてでございますが、三河湾を含む伊勢湾全体で、2024年度目標値と1979年を比較しまして、窒素で44%、リンで67%減少していると聞いております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました、44%、67%の減少ということですね。ありがとうございます。

豊かな海の社会実験をしていると思いますが、この社会実験とはどのような社会実験ですか。

○産業課長（富谷佳成君）

栄養塩の増加管理運転は水質の保全と豊かな海の両立に向けた社会実験としまして、2022年度は11月から3月、2023年度は9月から3月に矢作川浄化センター及び豊川浄化センターにおいて行われたもので、両浄化センターから全窒素で通常時の1.3から1.5倍、全リンで1.6から1.7倍の濃度で放流し、水産資源への影響を調べたものです。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。1.3、そうですね、はい、分かりました。

その結果はどのような結果が、今、現状では出ていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

この実験による漁業への効果としまして、ノリの色落ちの軽減、アサリの資源量の増加が見られ、心配されていた環境の影響として極度の赤潮は認められなかったことから、水質に悪影響はなく、漁業生産に効果ありとまとめられております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。

続きまして、栄養塩の管理目標があると思うのですが、どの程度検討されていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

漁業生産に必要な栄養塩濃度が全窒素で1リットル当たり0.4ミリグラム、全リンで0.04ミリグラムとされていて、これが目標になりますが、現在、ノリやアサリの漁場が含まれる伊勢湾、三河湾の環境基準がこれよりも低いので、必要な栄養塩濃度に近づけられるよう規制基準の見直しについても検討が必要とされております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。

今後の栄養塩の管理方策の方向性があると思うのですが、今後の方向性についてはどのように考えていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

栄養塩の管理方策に係る方向性につきましては、水質の保全と豊かな海の両立を目指し、削減から順応的管理の方向を目指すとされております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。

続きまして、環境省から中央環境審議会の類型見直し等があると聞いていますが、どのように進めていくのかお聞かせください。

○産業課長（富谷佳成君）

伊勢湾の水質に係る類型指定につきましては、三河湾、伊勢湾での栄養塩増加管理運転の成果を評価され、今年の5月に開催されました中央環境審議会において検討され、その後、関係施設の調査ヒアリング、専門家による検討会、パブリックコメント等を経て、来年、令和8年の春頃に水質類型の見直しに向けて進められていると聞いております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。令和8年の8月ということで、できれば。

○産業課長（富谷佳成君）

令和8年の春頃でございます。済みません。

○7番（橋場友昭君）

春頃に向けて今皆さんが動いているということで、できることなら本当、令和8年春頃には見直しが見えていただけると、来年以降、おいしいアサリ、ノリ等が美浜町の第一次産業としてしっかりと定着できるのかなというふうに考えております。

私からの質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもちまして、橋場友昭議員の質問を終わります。橋場友昭議員は自席にお戻りください。

〔7番 橋場友昭君 降席〕

○議長（野田増男君）

これもちまして、町政に対する一般質問を終わります。

---

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、12月9日から12月10日までの2日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、12月9日から12月10日までの2日間を休会することに決定いたしました。

来る12月11日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。傍聴の方もどうもありがとうございました。

〔午後3時27分 散会〕

令和7年12月11日（木曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月11日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定について
- 日程第2 議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例について
- 日程第5 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	野田謙弥君
3番	中須賀敬君	4番	森川元晴君
5番	都筑新悟君	6番	大寄暁美君
7番	橋場友昭君	8番	野田増男君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課	藪井幹久君

環境課長 百合草 俊 晴 君  
建設課長 平野 恵 司 君  
水道課長 竹内 健 治 君  
学校教育課長 近藤 淳 広 君

産業課長 富谷 佳 成 君  
都市整備課長 平野 和 紀 君  
会計管理者 富谷 佳 宏 君  
生涯学習課長 戸田 典 博 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 宮崎 典 人 君

議会係長 江本 真 実 君

[午前9時00分 開議]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

早速、会議に入りたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定について

○議長（野田増男君）

日程第1、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定について質問させていただきます。

最初に、8ページにあります4. 土地利用において、⑦教育・スポーツゾーンに小中一貫校の候補地である河和中学校周辺が含まれていないのはなぜですか。

○地域戦略課長（下村充功君）

今、ただいま茶谷議員からありました河和中学校の周辺が教育・スポーツゾーンに含まれていないのはなぜですかということにつきましては、こちらの土地利用につきましては、部長からも答弁させていただいたとおり、第5次総合計画からの大幅な土地利用の変更はかけておりません。

それで、こちらの教育・スポーツゾーンに関しましては、議案書9ページにあるとおり、⑦の教育ゾーンということで、日本福祉大学と地域との交流をより深めながら、学園都市としての機能を高めるため、知多奥田駅周辺及び総合公園の整備を推進し、交流人口・関係人口増加を図るための地域の設定ということで、既存の小学校、中学校はそちらには含めずにやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

もう一点質問します。

今回の資料の7ページに、3. 人口において、人口減少が進むと推計しているにもかかわらず、10ページにあります5. 政策の大綱で、人口減少を緩やかにする政策を一つの項目として位置づけするべきではないですか。

○地域戦略課長（下村充功君）

ただいま、人口を緩やかにする政策を一つの項目としてということですがけれども、今回の総合計画の基本構想の4つの政策大綱には、それぞれが人口減少対策を包含しております。本町では、人口減少を特定の政策として独立させるのではなく、総合計画と一体的に策定を進めております。

総合戦略におきまして、人口減少対策の具体的施策や取組方針、数値目標を明確に位置づけておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

1点目に質問しました内容において、これから10年間の総合計画の基本構想として定めていく中で、美浜町にとって小中一貫校の建設というのは大きな課題だと思いますので、その教育・スポーツゾーンに入れていないことというのはちょっと疑問があります。

それから、2つ目のところについて、人口減少については、やはりこの人口推計を見る限りでは、美浜町にとって消滅自治体とも言われている中で、そこを大きな項目として挙げていく必要があると思いますけれども、もう一度お聞きします。修正でも、この教育・スポーツゾーンというところに河和中学校周辺を入れる考えはありませんか。

○総務部長（宮原佳伸君）

先ほど課長も答弁しましたとおり、まず土地利用について、既存の小中学校はいわゆる住宅地に多い位置づけになっておりまして、また調整区域にある学校もございますけれども、新たに別の場所に学校を設ける、今の学校でないところに学校を設けることとなりますと、当然土地利用の計画として教育ゾーンという位置づけがないと、なかなかその後の手続が進まないということがあります。

ただ、今現在ある既存の学校の中で整備するという計画においては、もう既に学校という位置づけがありますので、土地利用計画という面では修正する必要はないと考えております。

また、人口減少の対策につきましても、やらないということではなくて、あらゆることにおいて人口減少への対策につながっているという政策を打っております。また、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、人口減少に向かっていくということが趣旨でございますので、基本構想の中ではこういう形でいくということをお願いいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第2 議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第64号について質問させていただきます。

1点目の質問として、具体的に住登外者とはどのような人ですか。

○総務課長（大松知彰君）

住登外者ですけれども、住登外者は美浜町の行政サービスを利用するため必要な方で、美浜町以外の住民基本台帳に登録されている方でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは2点目、個人番号を利用して、どのようなことをするのですか。

○総務課長（大松知彰君）

住登外者の宛名管理機能が個人番号とひもづけられることによって、所得照会、通知連絡等が、今後、よりスムーズに行われることが見込まれております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第3 議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第65号について質問させていただきます。

1点目、第14条の林野火災注意報・警報は、どこが発表しますか。

2点目、それぞれの発表する基準を説明してください。

○産業課長（富谷佳成君）

ただいま御質問いただきました注意報・警報はどこが発表しますかでございますけれども、注意報・警報の発表は知多南部消防署が行うこととなっております。

次に、発令の基準でございますけれども、国の基準のとおり、発令の基準といたしましては、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合または前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発令された場合に林野火災注意報が発令されます。

また、これらの条件に加え、さらに強風注意報が発表された場合に林野火災警報が発令されることとなっております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

続きまして3点目、発令された場合、美浜町のホームページなどで周知しますか。

4点目、制限される行為はどのような行為ですか。

○産業課長（富谷佳成君）

美浜町のホームページなどで周知しますかという質問でございますけれども、火入れ従事者への周知方法につきましては、美浜町のメールサービスにより配信することに加え、火入れ許可権者が美浜町であることから、産業課の担当から直接許可申請書を出された方、提出された方へ個別に電話連絡をする予定となっております。

次に、制限される行為はどのようなことですかということですが、本条例に基づく火入れを行う行為は、林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は、許可期間中であっても行ってはならないとされており、これまで区や利用組合等で日程を決めて実施されていたボタ焼きなどについて、乾燥注意報が出されていたりだとか多少の風が吹いていても、決まっているからということで行われていたように思いますけれども、実施予定日に注意報・警報が発令されていれば、行うことができなくなります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第4 議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例について

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第66号について質問させていただきます。

第8条第2項において、「町長が別に規則で定める施設及び時間は使用料を徴収する」とあります。この規則の資料提供をお願いします。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

今、おっしゃられた規則につきましては、議会事務局に提出済みでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第5 議案第67号 指定管理者の指定について

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第67号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第67号の指定管理者の指定について、産業会館の分になるかと思えますけれども、そちらについて質問させていただきます。

1点目、地方自治法第244条の2第7項に定める令和5年度、6年度の事業報告書の資料提供をしてください。

2点目、現在の指定管理契約書の写しの資料提供をしてください。

3点目、今回の指定管理の内容及び金額を説明してください。

○産業課長（富谷佳成君）

御依頼のありました資料提供につきまして、議会事務局へ提出するようにします。ただし、管理契約ではなく、基本協定、年度協定に基づき管理を委託しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、指定管理の内容及び金額につきましては、美浜町産業会館の指定管理に関する基本協定書に基づき、設備機器等管理業務、清掃業務、備品等管理業務、保安警備業務を実施していただくこととしております。また、金額につきましては、協定書に基づき、今年度、年間100万円を美浜町商工会へお支払いする予定としており、令和8年度も同程度を考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは4点目、今回の指定管理者の選定について、どのような審議をされましたか。

5点目、指定管理委託料はどのように算定したのですか。

6点目、美浜町使用料条例で定める使用料は、令和6年度に幾ら徴収しましたか。

7点目、使用料は指定管理者の収入になるのですか。

○産業課長（富谷佳成君）

指定管理者の選定について、どのように審議されましたかという御質問でございますけれども、内部で協議し、審査いたしました。

次に、管理委託料はどのように算定したのですかという質問でございますけれども、指定管理が始まった当初、施設の維持管理に必要な額の2分の1程度を受託者へ支払うこととして協議の上、決定しております。

次に、令和6年の使用料は幾ら徴収しましたかという質問でございますけれども、施設利用者から5,900円頂いたとの報告を受けております。

指定管理者の収入につきましては、これ茶谷議員の見込みとおりでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第6 議案第68号 指定管理者の指定について

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第68号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第68号 指定管理者の指定について、漁村センターについて質問させていただきます。

1点目、地方自治法第244条の2第7項において定める令和5年度、6年度の事業報告書の資料提供をしてください。

2点目、現在の指定管理契約の写しの資料提供をしてください。

3点目、今回の指定管理の内容及び金額を説明してください。

○産業課長（富谷佳成君）

資料提供の御依頼いただきまして、これについては先ほどと同様、議会事務局へ提出するようにいたします。

次に、指定管理の内容及び金額でございますけれども、指定管理の内容及びつきましましては、美浜町漁村センターの管理に関する協定書に基づき、管理業務として漁村センターの施設及び附属施設の事業運営に関する業務、施設等の利用の許可及び使用料に関する業務、施設等の点検、清掃、補修及びその他の維持管理に関する業務等を実施していただくこととしており、指定管理料については無料となっております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは4点目、今回の指定管理者の選定について、どのように審議されましたか。

5点目、指定管理委託料は、今回はゼロということですので、5点目はなしです。

6点目、美浜町使用料条例で定める使用料は、令和6年度、幾ら徴収しましたか。

7点目、使用料は指定管理者の収入になるのですか。

○産業課長（富谷佳成君）

指定管理者の選定について、どのように審議されましたかという御質問でございますけれども、産業会館と同様、内部で協議し、審査いたしました。

次に、使用料は6年度、幾ら徴収しましたかという御質問でございますが、令和6年度実績はありませんでした。

最後、指定管理者の収入になるのですかという御質問でございますけれども、これも茶谷議員お見込みのとおりです。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第7 議案第69号 指定管理者の指定について

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第69号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第69号 指定管理者の指定について、河和港観光総合センターの内容について質問します。

1点目、2点目は、これまでと同様の資料提供をお願いします。

3点目、今回の指定管理者の内容及び金額を説明してください。

○産業課長（富谷佳成君）

御依頼のありました資料提供につきましては、議会事務局に提出するようにいたします。

次に、指定管理の内容につきましては、河和港観光総合センターの指定管理に関する基本協定書に基づき、業務の範囲といたしまして、観光センターの商業施設及び観光船出札関係施設を除く施設及び附属施設の維持管理に関する業務、本施設等の利用の許可に関する業務、使用料に関する業務等を実施していただくこととしております。また、金額につきましては、協定書に基づき、今年度、年間230万円を河和区にお支払いする予定としており、令和8年度も同程度を考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

4点目、それでは、今回の指定管理者の選定については、どのような審議をされましたか。

5点目、指定管理委託料はどのように算定したのですか。

6点目、美浜町使用料条例に定める使用料は、令和6年度、幾ら徴収しましたか。

7点目、使用料は指定管理者の収入になるのですか。

○産業課長（富谷佳成君）

ただいま御質問いただきました指定管理者の選定についてですが、産業会館、漁村センターと同様、内部で協議し、審査いたしました。

次に、委託料の算定ですが、施設の維持管理に必要な経費のうち、7割程度を受託者へ支払うこととして協議の上、決定しております。

3点目、使用料は6年で幾ら徴収しましたかという御質問でございますけれども、令和6年度実績といたしまして55万9,860円頂いたとの報告を受けております。

使用料は指定管理者の収入になるのですかという御質問でございますが、茶谷議員お見込みのとおりです。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

これまでの3つの指定管理について、同様の御回答いただきましたけれども、内部で選定に当たっては協議したとありますけれども、審議会等何か協議する場で審議されたのですか。

○産業課長（富谷佳成君）

内部で決裁を取って、順番に審査しておりますので、改めて場を設けたということではございません。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第8 議案第70号 指定管理者の指定について

○議長（野田増男君）

日程第8、議案第70号 指定管理者の選定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第70号 指定管理者の指定について、老人憩いの家の関係になります。

1点目、先ほどと同じになりますけれども、地方自治法第244条の2第7項に定める令和5年度、6年度の事業報告書の資料提供をしてください。

2点目、現在の指定管理契約書の写しの資料提供をしてください。

○福祉課長（夏目貴子君）

御依頼のありました資料提供につきましては、議会事務局へ提出いたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第9 議案第71号 指定管理者の指定について

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第71号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第71号 指定管理者の指定について、公民館の関係になります。

1点目、先ほどと同じように、令和5年度、6年度の事業報告書の資料提供をお願いします。

2点目、現在の指定管理契約書の写しの資料提供をしてください。

○生涯学習課長（戸田典博君）

茶谷議員よりありました資料提供につきましては、議会事務局へ提出をさせていただきます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第10 議案第72号 指定管理者の指定について

○議長（野田増男君）

日程第10、議案第72号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第72号 指定管理者の指定について、こちら陸上競技場の関係になります。

1点目、一般社団法人みはまスポーツコミッションの定款など、法人の内容の分かる資料の提供をしてください。

2点目、指定管理者を選定した審議会の審議資料の提供をしてください。

3点目、今回の指定管理の内容及び金額を説明してください。

○生涯学習課長（戸田典博君）

1点目の一般社団法人みはまスポーツコミッションの定款などの資料、また2点目の選定をした審議会の審議資料につきましては、議会事務局に提出をさせていただきます。

3点目にございました今回の指定管理の内容及び金額につきましては、まず指定管理の業務内容につきましては、美浜町運動公園陸上競技場の施設及び附属施設の維持管理、また運営に関する業務、施設等の利用の許可に関する業務、利用料金に関する業務、監督処分に関する業務、その他町長が必要と認める業務となります。

また、金額につきましては、施設の維持管理に係る委託料や消耗品費、光熱水費、備品購入費など、令和7年度を参考にしながら算定を進めております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第11 議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

○議長（野田増男君）

日程第11、議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について質問します。

1点目、8ページにあります第3表債務負担行為補正において、補正前1億7,088万2,000円、補正後1億4,143万6,000円と減額された理由は何ですか。補正後の額は、令和6年度から令和8年度までの合計金額ですか。こちらをお願いします。

○総務課長（大松知彰君）

債務負担行為についての補正ですけれども、まず金額が減額された理由ですけれども、事業進捗に伴い、事業費が正確に見込まれるようになったため減額したものでございます。

また、変更された債務負担額は、議員御指摘のとおり令和6年度から令和8年度の事業費で、情報システム標準化、共通化、対応業務委託料のうち、令和8年度まで事業を行う必要のある金額でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

次に2点目は、資料提供の訂正がありましたので、これは質問しません。

3点目、29ページにあります6款、1項、3目農業振興費、農業振興事業において、1、スマート農業技術導入とはどのような農業技術ですか。

3の2、就農者の機械購入費補助とのことですが、経営面積はどれくらいですか。

3の3、補助金の補助率はどれだけですか。

○産業課長（富谷佳成君）

スマート農業技術導入とはということでございますが、ICTやロボット技術を利用して生産システムと運営を最適化する農業でございます。GPS信号を利用した自動操舵付きのトラクターやコンバインなどの農機や施肥ドローンなど活用し、人間の能力を最適化しつつ、農産物の質と量を向上させることを目指すとされております。

次に、経営面積でございますけれども、現在はイチゴの施設栽培を行っている農業者が、新たに水稻栽培に参画するに当たり最新鋭の農業機械を導入するもので、経営面積は10ヘクタールに上ります。

最後、補助率でございますが、補助率2分の1以内で、上限1,500万円でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは4点目、33ページにあります8款、5項、4目公園管理費、都市公園整備事業において、湧き水対策工として増額と説明がありました。使用開始時期に変更はありますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちらにつきましては、総合公園拡張事業の補正予算となりますが、総合公園拡張事業につきましては、現在、ソフトボール場1面を令和8年度に使用を開始できるよう、必要な整備を進めてございます。補正予算をお認めいただければ、変更なく令和8年度には使用開始できると考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。5番 都筑議員。

○5番（都筑新悟君）

では、議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について質問します。

33ページ、10款、1項、2目事務局費の時間外勤務手当が増えた理由を教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編事務、それからシンガポール共和国との国際交流事業等、業務が増大となったためでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

---

日程第12 議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

日程第12、議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第13 議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（野田増男君）

日程第13、議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

○議長（野田増男君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月12日から12月17日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、12月12日から12月17日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月18日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、

討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

[午前9時36分 散会]

令和7年12月18日（木曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月18日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定について  
議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第67号 指定管理者の指定について  
議案第68号 指定管理者の指定について  
議案第69号 指定管理者の指定について  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第70号 指定管理者の指定について  
議案第71号 指定管理者の指定について  
議案第72号 指定管理者の指定について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）  
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第6 議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

追加日程第1 議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）

日程第7

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶谷佳宏君	2番	野田謙弥君
3番	中須賀敬君	4番	森川元晴君
5番	都筑新悟君	6番	大寄暁美君
7番	橋場友昭君	8番	野田増男君
9番	廣澤毅君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	宮崎典人君	議会係長	江本真実君
--------	-------	------	-------

[午前9時00分 開議]

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

最終日となりました。皆さん、よろしく願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくようお願いします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてから

議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第1、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてから議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇]

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月12日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてから議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により、それぞれ可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第65号の審査において、条例に従わなかった場合、罰則等はあるのかとの質疑があり、火入れに関する条例自体には罰則はない。上位規定である森林法には罰則規定があり、森林法197条から213条にかけて罰金刑、拘禁刑の規定がされており、今回改正を提案している火入れに関する条例の一部改正に関して、違反をすると森林法205条で20万円以下の罰金刑に処されるとの答弁がありました。

また、乾燥注意報が継続している場合、各区で例年行っているぼた焼を実施できないという理解でよいかとの質疑もあり、去年の気候状況から推定すると、1月はほぼ実施できない。雨が降らないとできないというのがこの法律の趣旨になっている。春になってからやると、そもそもやる意味があるのかと。湿度が上がってこないといけないということになっているとの答弁がありました。

議案第63号及び議案第64号の審査においては、質疑はありませんでした。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第63号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定について、反対の立場で討論します。

今回の基本構想案では、人口減少が急激に進むと想定されています。しかし、政策の大綱では4つの政策を実施することで、人口減少を緩やかにすると説明がありましたが、そういう段階でしょうか。人口減少に対する政策を一つの項目として掲げ、本気で人口減少に立ち向かう姿勢を住民にも示すべきではありませんか。学校再編による小中一貫校建設には、本町の財政規模から見て巨額な費用を投入する事業の一つとなります。しかし、基本構想の中での土地利用において、教育・スポーツゾーンに候補地となる地域が位置づけられていません。基本

構想に位置づけられていない事業を基本計画、実施計画で実施すれば、計画的でなく場当たりの事業と言われても仕方ありません。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第64号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第65号 美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月15日午前9時より、役場3階大会議室において、委員6名の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査しましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第66号 みはまーれの設置及び管理に関する条例についてにつきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

第8条第1項において無料で利用できるとあるが、無料で利用できるスペース及び時間はとの質疑があり、施設の部屋により開館時間は違うが、いずれの部屋も開館している月曜から土曜の午前9時から午後5時までが無料となる。ただし、コワーキングスペースを利用する場合は有料となると答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

議案第66号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第66号 みはま一れの設置及び管理に関する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第67号 指定管理者の指定についてから

議案第69号 指定管理者の指定についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第67号 指定管理者の指定についてから議案第69号 指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇]

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第67号 指定管理者の指定についてから議案第69号 指定管理者の指定についてまでの3議案につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、3議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第67号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第67号 指定管理者の指定について、反対の立場で討論します。

産業会館の利用は、現在の指定管理者のほぼ専用利用となっており、外部利用による施設使用料金は、令和5年度、6年度ともに事業報告書により1万円に満たない額となっております。本町が支払っている指定管理料は、維持管理費の2分の1程度と説明がありましたが、事業報告書では約6割となっております。産業会館は建設後、

長年が経過して、今後も維持していくためには修繕も多く必要となることが予想されます。今後、指定管理料の見直しや施設の譲渡など、どのように施設を維持するのか廃止も含めて検討していく時期に来ていると考えます。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第67号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

議案第68号 指定管理者の指定について、賛成の立場で討論します。現在、漁村センターの指定管理料の支払いはなく、維持管理費用は指定管理者の負担で行われています。漁村センターは建設後、長年が経過して、今後維持していくためには修繕も多く必要になることが予想されます。建設時の背景や指定管理者の状況などを考慮して、今後、施設の譲渡も含めてどのように維持管理していくのか検討していく必要があります。指定管理期間内に協議、検討していただくことを要望します。

以上の理由を述べて、本議案の賛成討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第68号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第69号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第70号 指定管理者の指定についてから

#### 議案第72号 指定管理者の指定についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第70号 指定管理者の指定についてから議案第72号 指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第70号 指定管理者の指定についてから議案第71号 指定管理者の指定についてまでの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

議案第72号 指定管理者の指定についてにつきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第70号の審査において、今回の指定管理の内容及び金額の説明をとの質疑があり、老人憩いの家の管理に関する基本協定書に基づき、施設の運営、維持管理に関する業務をお願いしており、指定管理料は無料であるとの答弁がありました。

また、議案第71号の審査において、今回の指定管理の内容及び金額の説明をとの質疑があり、指定管理業務の

範囲は、公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務、施設等の利用の許可に関する業務、使用料に関する業務、そのほか町長が必要と認める業務となる。今回の金額は確定前であるが、令和7年度の指定管理の金額としては、総額で521万2,000円になり、内訳は布土公民館が134万1,000円、野間公民館が141万4,000円、奥田公民館が123万4,000円、上野間公民館が122万3,000円であるとの答弁がありました。

また、議案第72号の審査において、指定管理者に委託する内容の説明をとの質疑があり、管理業務の範囲としては、美浜町運動公園陸上競技場の施設及び付随設備の維持管理及び運営に関する業務、施設等の利用の許可に関する業務、利用料金に関する業務、監督処分に関する業務、その他町長が必要と認める業務を委託する予定である。また、指定管理料は幾らと算定しているのかとの質疑もあり、金額については施設の維持管理に関する委託料や消耗品費、光熱水費、備品購入費など令和7年度を参考にしながら積算するとの答弁がありました。

なお、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第70号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第70号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第71号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第72号 指定管理者の指定について、反対の立場で討論します。

陸上競技場の指定管理をしようとする一般社団法人みはまスポーツコミッションの構成社員は、美浜町と学校法人日本福祉大学であります。指定管理にするメリットとして、大学との連携や行政を越えた利用が可能となると説明がありましたが、現在とあまり変わらず、メリットと言えるのでしょうか。定款に産官学連携によるスポーツまちづくり推進事業とありますが、構成員に産業界関係者が含まれておらず、産官学連携を進めることは困難ではないのでしょうか。

費用面についても、指定管理にするメリットがあるという説明がありませんでした。運営に当たって本町の正規職員2名及び臨時職員1名の人件費は指定管理料に含めず、本町が引き続き負担することになる予定です。行政だけではできないことや、民間だからこそできることを取り入れていこうとするのであれば、運営する中に民間経営経験者を入れなければできないと考えます。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第72号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

補正予算書23ページ、広報事業での広報みはま印刷ページ増数とあるが、どのような内容のものを何ページ増やすのかとの質疑があり、広報みはまについては年間12回発行しており、予算上1回につき平均34ページとなっている。これまで12月まで発行しているが、現実的には1号当たり39ページで毎号5ページ以上の増となっているため、今後1月以降のページ数等を勘案し今回の補正額としたとの答弁がありました。

また、補正予算書31ページ、漁港管理費、上野間漁港非常用発電機の経過年数と、これを修繕するのか、また新たに購入して設置するのかとの質疑もあり、平成18年度に設置して19年経過している。今回は修理をする。内容は発電機のラジエータータンクからの水漏れの修理やオイルエレメント等の消耗部品の交換を行うとの答弁がありました。

また、補正予算書33ページ、公園管理費、総合公園拡張事業での湧き水対策について、内容の説明をとの質疑もあり、湧き水対策工には大きく2つあり、1つはのり面からの湧水が多いことから石を籠に詰めてのり面に階段状に設置するいわゆる布団籠工と、もう一つはグラウンドも湧水が多いことから、ぬかるんだり水たまりがでないよう暗渠排水を施工するとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

補正予算書25ページ、3款、1項、1目社会福祉総務費、社会福祉事業の公有財産購入費について、土地の面積及び費用はとの質疑があり、今回購入する土地は、北方一丁目1番と2番の2筆である。合わせて3,149.75平方メートルで、購入費用は価格調整会議にて価格決定した金額から将来的にかかる取壊し費用を差し引いた金額で、798万3,144円の予定であるとの答弁がありました。

また、文化財保護事業、山車の車輪修繕11万円の内容はとの質疑もあり、布土平田組の山車の修繕であるが、町指定文化財であると町文化財保存事業の補助金対象となる。修繕の内容は、車輪の中心軸の修繕であり、2分の1補助であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第73号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から  
議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで2件一括

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）までの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成によりそれぞれ可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第74号の審査において、2款、2項、1目高額療養費が大きく増額となった理由はとの質疑があり、毎月発生している高額な治療に加え、3,400万円を超える治療が1件あり、それに対する高額療養費として約1,000万円支払った。そういった高額な治療があったためであるとの答弁がありました。

また、議案第75号の審査において、介護予防サービス費が増額となった理由はとの質疑があり、団塊の世代が後期高齢者となって、住宅でのサービス利用が増加していると思われる。在宅生活継続のための通所リハビリ、福祉用具貸与、住宅改修が増加しているとの答弁がありました。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第74号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第74号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第75号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

[午前9時41分 休憩]

[午前10時00分 再開]

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。町長から、議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）

○議長（野田増男君）

追加日程第1 議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

本日、追加上程いたしますのは、議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）でございます。

早速提案理由を御説明いたします。

議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ5,406万9,000円を追加し、補正後の予算総額を103億1,282万9,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、お認めくださるようお願い申し上げます。

[降壇]

○地域戦略課長（下村充功君）

それでは、議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明いたしますので、補正予算書14、15ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の物価高対応子育て応援手当支給事業では、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、ゼロ歳から高校生世代までの子供、平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した子供を養育する保護者に対し、子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するための応援手当及び事務費を、10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食センター運営費の学校給食センター運営事業では、食材の物価高騰に伴う10節需用費、賄材料費の増を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容について御説明いたします。

戻っていただきまして、12、13ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増を、2目民生費国庫補助金においては物価高対応子育て応援手当支給事業に係る事業費及び事務費補助金を計上いたしました。

議案第76号の説明は以上でございます。

○議長（野田増男君）

提案理由の説明は終わりました。

ここで再び暫時休憩とします。

再開時間は追って放送でお知らせします。

〔午前10時06分 休憩〕

〔午前10時25分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより順次、議事を進めます。

議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について質問します。

3款、2項、1目児童福祉総務費、こちらの子育て応援手当について質問します。

説明では、18歳までの子供に対して1人2万円の手当を支給するということですが、その支払い時期はいつ頃になるのでしょうか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

支払い時期はという御質問でございますが、今後、システム構築や受け取りの意思確認等そういった作業を行いまして、確定ではございませんが、年度内の支払いをと考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第76号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員長より議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各常任委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和7年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提案申し上げた議案第63号 第6次美浜町総合計画基本構想の策定についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただいたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

これからも美浜町がさらに発展し、住みやすい環境を提供できるよう引き続き努力してまいります。皆様との議論と決定が、住民の皆様の生活向上につながることを心から願っております。

慌ただしい年の瀬ではございますが、議員の皆様方におかれましては、体調管理に御留意の上、明るい新年を迎えることができるよう切に願いつつ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて令和7年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時29分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月18日

美浜町議会

議長 野田 増 男

議員 大 寄 暁 美

議員 大 岩 靖